



天地の回廊「秋」 105 × 225 × 110 cm 楠



奏でる繭、踊る繭、眠る繭玉、光の繭、二つの繭…等

第45回

木の板の中を彫り抜いて、自らの環境を創り出す たけ だ みつゆき 竹田光幸さん

彫刻というものは人体や動物の姿形を美しく見せてくれるものです。さらに現代彫刻と呼ばれている分野では、現実には存在しなくても作者の頭の中でイメージされたり構想されたりしたものが作品化されます。これを「コンセプチュアル(概念的・観念的)な表現」と言ったりして、コンセプチュアルであることが重視される傾向があります。

私はそれに加えて、素材の質感とか、作者の「わざのはたらき」とかも同じぐらいに重視したいと考えています。つまり観念性(思想性)と、質感とか「わざ」といった感覚的・身体的なものとの絡み合い方あるいは協働性とかいったことを機軸にして、作品を見るということを中心にしています。

竹田光幸さんの彫刻がどんなふうにできているか、わかりますか? ちょっと見た目にストライプ状の抜き模様になっていて、全体としてカゴのような立体物になっています。一本一本チップを繋ぎ合わせてるのかなと推測するかもしれませんが、これ、一枚の分厚い木の板を彫り抜いているんです。しかも板の表面と裏面のストライプ模様の入り方は、互いに交叉するようになっているので、単に穴を開けていくように一方の面から他方の面へと貫通させる彫り方はできません。

木の中を彫り抜き周囲の面が交叉するストライプ状であることで、光が通り抜けて、周りの床や壁に光と影の模様が生まれます。ちょうど木漏れ日のような模様ですね。

この作品を「コンセプチュアル」の観点から見ると、量感を備えた単体としての彫刻表

現から、空洞化のイメージから生じる「関係的な構造」とか周囲の環境を取り込んだ表現といった、彫刻概念の変容が目論まれているというふうな解釈が可能です。

しかしそういったコンセプチュアルな面だけを伝えようとするならば、なにもわざわざ木の板の中を彫り抜いていくというような、面倒な方法を取る必要はないと思われます。それをわざわざやるのは、その方法がなんらかの必然から出てきているからと考えなければなりません。その必然がどこから出てくるかを探っていくと、作者のいわば「彫刻的思考(コンセプト)」といったものに行き当たってくるのです。

「彫刻的思考」が木の質感や「わざ」といった感覚性・身体性と溶け合っているところが、竹田さんの創作の特徴だと思います。そもそも竹田さんの彫刻は、日本の伝統的な建築や木工芸の方法としてあった、木組みとか寄せ木とかの方法を彫刻的に再編するというところから始まっています。木の組み方、寄せ方、繋ぎ合せ方についての長年におよぶ実作を通してのデータの蓄積があって、その中から竹田さんの「わざ」が育ってきているのです。それは誰かが真似しようとしても真似できるものではありません。

木の板の中を彫っていくという方法は、竹田さんにおいては「わざ=コンセプト」という図式を生み出しているように思います。そのようにして創られたものは、表現物というよりはひとつの存在者(生き物)のような相貌を呈してくるのです。

「わざ=コンセプト」から生まれてくる「生き物」のような彫刻

土地家屋調査士 CONTENTS

NO. 655
2011 August



表紙写真
「仲良し」

第26回写真コンクール入選
佐藤 静子●神奈川会

美の工房 工芸評論家●笹山 央

03 会長・副会長就任の挨拶

07 第68回定時総会

13 地籍学の法的側面・技術的側面について

第1回 地籍調査事業における「地籍学」の位置づけ
社団法人 農業土木事業協会 専務理事(元国土交通省 土地・水資源局 国土調査課長) 鮫島 信行

16 事務所経営の必要知識

一時代にあった事務所経営のためにー
第3回 「もしも」の時の備えを考える 有限会社 桐栄サービス 三神 尚長

19 第5回つくば国際ウォーキング大会

24 第26回日調連・第31回関東ブロック協議会合同
「東日本大震災」復興支援チャリティーゴルフ大会

25 第26回写真コンクール開催

29 土地家屋調査士名簿の登録関係

30 会長レポート

32 会務日誌

33 ちょうさし俳壇

34 土地家屋調査士2012年オリジナルカレンダー

35 会員の広場を利活用ください

36 ネットワーク50
山口会／沖縄会

40 土地家屋調査士新人研修開催公告
関東ブロック

40 編集後記

巻末付録 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局
土地家屋調査士電子証明書の発行等に係る手続について

会長就任のご挨拶

会長 竹内 八十二



この度、第68回定時総会において関東ブロック協議会から推薦を受け、お蔭様で各土地家屋調査士会の会長様そして代議員の皆様から応援をいただき第35代日本土地家屋調査士会連合会会長に選任されました東京土地家屋調査士会所属の竹内八十二です。就任に際しましてご挨拶を申し上げます。

さて、この度の東日本大震災は東北地方から関東地方に及ぶ広範囲に甚大な被害をもたらしました。残念ながら岩手会の会員の一名がお亡くなりになり故人のご冥福をお祈り申し上げますと共に、被災されました会員、補助者、ご家族、ご親戚の皆様方には心からお見舞いを申し上げます。これからの業務の立て直しに際しましては連合会一丸となって応援をしていきたいと存じます。

連合会では、震災の発生した3月11日に直ちに災害対策本部を立ち上げ情報の収集を行うと共に、救援支援物資の調達、搬送の手配を行ってまいりました。救援物資においては、全国の各会、有志の方々から多くの物資の提供を受け、その搬送においては新潟会、福島会、山形会、秋田会そして有志の方々の特段のご協力のもと被災地へ燃料、水、食料等搬送をしていただきました。また、義援金においても各会、各団体、有志の方々からブロック協議会のお声掛けによりまして6月17日現在65,372,822円の義援金がありました。この義援金においても被災されました各会にすでに一部送金をいたしております。各ブロック協議会の会長様をはじめ会員の皆様には心から感謝を申し上げます。有難うございました。

現在は、復旧・復興のための支援に力を注いでいる所ですが、法務省から発出されました「東日本大震災による土地の水平地殻変動と登記の取扱いについて」の事務連絡の適切な運用の確保と、職権による建物の滅失登記における現地調査支援に関し、関係省庁と協議・検討を重ねてきたところです。建物の滅失登記については、予算・仕様についてはほぼ固まっております。この業務を行う土地家屋調査士の皆様には復旧・復興のため迅速な業務の執行をお願いいたします。また、消費者庁から「相談業務」に関し、環境省からは「がれき撤去」に関しての協力要請があり、これまで、政府や国会等に要望をしてきた復興過程における専門職能の活用が図られるものと考えております。

いずれにいたしましても、ブロック協議会、各会のご支援・ご協力を得て、これらの諸作業を進めていかなければならないと考えておりますので、何卒ご協力をお願いいたします。

さて、昨年は土地家屋調査士制度制定60周年を記念した各種イベントを行ってまいりました。特に「地籍問題研究会」の設立は次の時代の試金石として内外の有識者を交えた新しい発想のもと、より一層の土地家屋調査士制度の発展に寄与されることを期待します。

また、連合会としては、会員個々の事務所経営の安定に向かって、組織においては事務の合理化の推進、会員個々においては適正な業務の更なる確立と、それらに伴う適正な報酬の確立を目指し、将来に夢のある土地家屋調査士制度を構築するため、新執行部が一丸となって邁進する覚悟であります。新しい時代の不動産登記制度、土地家屋調査士制度を模索しながら変革の時代を乗り越えようとしているところです。それぞれの立場で知見を出し合い、より良い制度に発展させて参ります。会員皆様のご協力をお願いいたしまして就任のご挨拶といたします。

副会長就任のご挨拶

副会長 関根 一三



この度、第68回定時総会において再度副会長として連合会の事業執行に携わらせていただくことになりました。

昨年、土地家屋調査士制度も60年を経過し、本年は新たな出発点となる年ですが、東日本大震災の影響等経済の先行が不透明な中での業務の減少、報酬額の低廉化等、土地家屋調査士を取り巻く環境も極めて厳しい状況下にあると考えております。このような環境の中で、会員の業務の拡大、事務所経営の安定を図っていくことは連合会の最重要課題であると認識しており、諸官庁に対し土地家屋調査士のアピールを行い、公共嘱託業務の掘り起しや境界管理業務等を含めた業務拡大に力を注いでまいります。

また、東日本大震災における被災会及び被災地への復興支援を行い、早期の会員の日常業務の正常化と、オンライン登記申請の促進を念頭にいたした不動産登記規則第93条不動産調査報告書の活用、電子会議の普及による情報の共有化、全国各土地家屋調査士会を結んだWeb会議と各支部が活用することによる連合会経費の削減や連合会のシンクタンクたる研究所の組織改革を進め、中長期にわたるビジョンの構築、そして不動産登記法、土地家屋調査士法の改正検討等に取り組み、単位会と会員の意見・提言を真摯に受け止め、更なる土地家屋調査士制度の発展に専心努力してまいりますので、会員の皆様のご理解とご協力をいただけますようお願い申し上げます、就任の挨拶といたします。



副会長に再任されて

副会長 志野 忠司



「もう1期副会長として頑張ってはどうか。」当時の松岡会長(現名誉会長)に促され、奈良会の丸田会長を通じて、中村会長をはじめ近畿ブロック協議会の各会長のご推薦を頂いた後も内心「これで良いのだろうか。」という思いが去らなかった。

2年前やむにやまれぬ気持ちで副会長に立候補し、幸いと言うか無投票で当選させていただき必死でがむしゃらに走ってきた。

全国の皆さんからは色々なご批判も頂いたが、土地家屋調査士制度の振興の為にはこれだけはやらねばならぬとの思いで色んなことに取り組んだ。

自分個人としては自分に対して合格点を出しても良いのではとの気持ちもなくはなかったが、周囲を見渡すとすっかり世代が交代し、全国の役員の中でも上から5指に入りそうな高齢者になっていた。

あと2年やれば70歳を超えてしまう。果たして全国の会員はどう思うだろうか。

そんな思いから逃れようと選挙の機会を利用して出来るだけ多くの会長さんや役員の皆様と意見交換するように努めた。

1人5分としても50人なら4時間10分、総会でも会長会議でもこんなに時間をかけて1対1で話す機会はない。全国を行脚し意見交換するのは時間的にも大変なことだが、無投票では得られない大きな確信を得ることができた。

人は高齢だから経験豊富でも偉いわけでもない。年を数えて何を得てきたのかということが大事なのだ。

同じく人は若いからというだけで行動や考え方が新鮮なわけでもない。先人や同輩、後輩からも何を

学びそれをいかに咀嚼したかが問われるのである。

各会各会員から与えられた信任状に感謝し、公約どおり最後の2年間で私が69年間の人生で得てきた全ての経験と信念を会員に捧げ、土地家屋調査士制度に貢献したいと決意している。

老壮青全ての会員のご叱責、ご批判そして激励を期待して就任の挨拶に代えたい。



副会長就任のご挨拶

副会長 林 千年



過日開催されました日調連総会における役員改選により副会長に選任いただき、その責任の重さを厳粛に受け止めると共に、選挙の際に申し上げました所信を実現すべく決意を新たにしているところでございます。

最初に、先の大震災の惨状とこれに起因する原発事故の被害状況はとても言葉にできるものではありません。亡くなられた方々、未だに行方の分からない方々、ただただ深く哀悼の意を表します。そして早期の復興と一日でも早く平穏な暮らしを取り戻されますことを心からお祈り申し上げますと共に、今後長年にわたって皆で考えて行動していかなければならないことだと思っています。

さて、私は平成17年からの不動産登記法や土地家屋調査士法の改正、さらに昨年の国土調査法の一部改正は、土地家屋調査士業務に対する変革の要請であると捉えており、これに応える体制の構築が制度発展への急務であると考えています。しかし、その為には私達にも変えてほしいこと、不便なこと、困っていること、納得できないことがたくさんあり、私の信条である「主眼大局、着手小局」の気持ちで取り組んでいきたいと考えています。

また、少し暗い話になりますが、3年前に岐阜で起きたコモンヒルズ北山不正登記事件については、皆様ご存じのことと思います。土地家屋調査士はもちろん、現職を含む4名の登記官が逮捕され、いずれも重い有罪が確定しました。まさに信用失墜の最たるものであり、当時の岐阜会会長の立場にあった者として、この紙面をお借りし、改めて全国の土地家屋調査士の皆様に深くお詫びを申し上げます。ただ、筆界の判断を形式的要件、書面主義的に扱ったことが、いかに重大な結果を招くかは、単にこの事件だけの問題ではなく、決して風化させないで、日常業務の中で広く啓発、広報していただきたいと思っています。

そして、私達の正しい筆界認定を正しく登記に反映させる制度を考え、「土地家屋調査士に調べてもらって良かった。」「土地家屋調査士以外には境界の確認は任せられない。」という現実を作り上げ、官公署はもちろん、広く社会に知らしめることこそが、業際問題を解消し、適正な報酬額と公嘱業務の実態やその発注形態をあるべき姿に正す、最良の道であると確信して、あらゆる方策や事業に取り組んでいきたいと考えています。

制度を取り巻く環境、社会経済環境共に大変厳しい状況の中ではありますが、私達の市場はまだまだ広く、考え方や手法次第で社会に貢献でき、やる気も元気も出る職業だと思っています。微力ではありますが竹内新会長を補佐することを第一義に、他の役員の皆様と力を合わせて、全国の会員、役員の皆様の声がしっかり届き反映される联合会運営と制度の発展充実のために精一杯の努力をいたします。今後とも、より一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。就任の挨拶とさせていただきます。

連合会副会長就任のご挨拶

『チェンジにチャレンジ(It challenges the change)』

副会長 岡田 潤一郎



第68回定時総会におきまして、副会長に選任いただきました四国ブロック協議会・愛媛会所属の岡田潤一郎です。

サブタイトルの『チェンジにチャレンジ(It challenges the change)』は、今般の副会長就任にあたり、私のコンセプトとして発信させていただいたものです。日本語直訳だと「変化に挑戦」ですが、変わることは怖いことばかりではないはずです。世間から見て、一般会員さんから見て、不思議なことは継続する理由がはっきりしないものから変えていけば良いと思います。変えてみて不具合があるのなら、人の命にかかわる事柄や人権問題でない限り、戻せば良い。このことは、組織体だけに限らず、個人としても一人の土地家屋調査士としても同様だと思うのです。たくさんの仲間が、考えてみるだけでも変わることもあるはずです。とにもかくにも、優先順位をつけて対応することが肝要だと考えています。

また、全国の会員の皆様の制度への想いや、たくさんの仲間の努力が報われるべく社会へ発信・提言し、土地家屋調査士が社会から仰望される存在となりうよう未来地図を描きながら、まっすぐな心で新会長を補佐してまいる所存です。これら、未来地図を描こうとするとき、土地家屋調査士のためのグランドデザインなのか、この国さらには国民とともに考えるグランドデザインなのか、業界の一人よがりになっていないか、常に意識することが最も大切なことと自覚して会務に当たりたいと思います。

より多くの方の意見に耳を傾けて、謙虚な気持ちを常に忘れず、土地家屋調査士という職業が輝きを放つよう、粉骨砕身努力する覚悟ですので、どうかよろしくお願いします。



第68回定時総会

※役職はその当時のものです。

平成23年6月21日(火)・22日(水)東京ドームホテル(東京都文京区)において日本土地家屋調査士会連合会 第68回定時総会が開催されました。

会議は、3月11日午後2時46分に発生した東日本大震災でお亡くなりになった方々への黙祷、津波被災を始め福島第一原子力発電所における事故に関する被災者の方々へのお見舞いの言葉から始まり、地震発生から3か月以上経過してもなお、厳しい現実があるという説明がなされ、また、復興に向けた道筋の中で、全国の土地家屋調査士会員の英知を集結して対応することが宣言されました。

今回の総会では、土地家屋調査士制度制定60周年記念事業の総括、任期満了にかかる役員選任、東日本大震災における被害への対応を含む平成23年度事業計画案、予算案など重要な議案が審議されました。以下に、その概要を報告します。



総会は、大星正嗣副会長の開会の辞の後、松岡直武会長から会長挨拶があり、その中で東日本大震災により被災された方々に対するお見舞いの言葉、被災地の土地家屋調査士会には会員の安否確認、被災会員への支援、復旧復興への支援への対応に深甚なる敬意と感謝の意を述べられました。また、全国の各会、会員から義援金の協力や支援物資の調達に対応していただいていることに感謝の意を述べられました。

また、この1年間は土地家屋調査士制度制定60周年、表示登記制度創設50年の記念事業に取り組み、全国の各土地家屋調査士会のご尽力をいただき成功裡に終えることができたことに、感謝の意を述べられました。



続いて、法務大臣表彰状授与式が行われ、江田五月法務大臣から受賞者一人一人に表彰状が手渡された後、受賞者を代表し、岡田恒男会員による謝辞が述べられました。

連合会からは、長野県土地家屋調査士会と同松本支部に対し、「土地家屋調査士制度発祥の地」碑の維持管理に努力されたことについて感謝状が贈られました。

東日本大震災の現状報告

東北ブロック協議会の柴山武会長から震災直後からの連絡や支援物資の搬送、義援金の送金に対して感謝の言葉が述べられました。

次に、宮城会の三浦幸治副会長、福島会の五十嵐欽哉副会長、岩手会の菅原唯夫会長から支援に対する御礼と各会の被災状況の説明が行われ、今後の支援や協力に対するお願いがなされました。

続いて、関東ブロック協議会の椎名勤会長から、義援金の募集経過の説明があり、近畿ブロック協議会の中村秀紀会長からは、義援金の金額と配分の方法に関する説明がなされました。



埼玉会 宮田議長、岡山会 高山議長

続いて、議事を行うため、司会者から議長選出方法が議場に諮られ、司会者に一任された経緯を経て、関東ブロック協議会から埼玉会の宮田精一会長、中国ブロック協議会から岡山会の高山吉正会長が指名されました。

議事の内容は以下のとおりです。

議事内容

第1号議案

(イ)平成22年度一般会計収入支出決算報告承認の件

(ロ)平成22年度特別会計収入支出決算報告承認の件

第2号議案 役員選任の件

第3号議案 「土地家屋調査士の日」制定審議の件

第4号議案 平成23年度事業計画(案)審議の件

第5号議案

(イ)平成23年度一般会計収入支出予算(案)審議の件

(ロ)平成23年度特別会計収入支出予算(案)審議の件

事業経過報告

松岡直武会長から事業経過の総括的な報告があり、次に大星正嗣副会長から制度対策本部と広報部に関する報告、志野忠司副会長から研修部と社会事業部に関する報告、竹内八十二副会長から業務部及び研究所に関する報告、関根一三副会長から災害に関する活動状況、総務部及び財務部に関する報告が行われました。

報告の後、書面による質問、要望があり、執行部から答弁がなされました。



松岡会長



志野副会長



関根副会長

第1号議案 決算承認の件

大場英彦財務部長から、新公益法人会計による決算報告があり監査報告の後、質疑応答が行われ、採決の結果、賛成多数により承認されました。

第2号議案 役員選任の件

海野敦郎選挙管理委員長から選挙管理委員会(各ブロックから1名、計8名)の紹介、選挙管理委員会のこれまでの事務対応経緯報告、会長について定数1名のところ立候補者が2名であること、副会長について定数4名のところ立候補者が6名であるところから選挙となる旨、理事・監事・予備監事については定数どおりの届出を確認した旨の説明が行われました。



海野選挙管理委員長

その後、会長立候補者、副会長立候補者による所信表明が行われました。会長立候補者は5分以内、副会長立候補者は3分以内という持ち時間の中で、各立候補者はそれぞれの思いを時間いっぱい訴えていました。

選挙管理委員長から投票要領に関する説明、投票箱の空箱確認、議場閉鎖、総会構成員の在席者数の確認(182名)がなされ、投票が行われました。

投票箱が施錠され、議場閉鎖の解除宣言が行われた後、各候補者の開票立会人の紹介が行われ、投票に関する事務は終了しました。

翌日の開票の結果、会長に竹内八十二氏(東京会)、副会長に林千年氏(岐阜会)、岡田潤一郎氏(愛媛会)、志野忠司氏(奈良会)、関根一三氏(埼玉会)が選任されました。また、理事、監事についても、賛成多数により承認されました。新役員は以下のとおりです。

会 長
竹内八十二(東京会)

副会長
関根 一三(埼玉会) 志野 忠司(奈良会)



竹内新会長

林 千年(岐阜会)	岡田潤一郎(愛媛会)
理事	
(関東ブロック)	
瀧下 俊明(東京会)	餅田 慎治(神奈川会)
加賀谷朋彦(栃木会)	小保方廣幸(群馬会)
漆畑雄一郎(静岡会)	中塚 憲(長野会)
高橋 利春(新潟会)	
(近畿ブロック)	
眞鍋 健(大阪会)	福岡 正隆(兵庫会)
(中部ブロック)	
佐原 法人(愛知会)	小野 伸秋(岐阜会)
石野 芳治(石川会)	
(中国ブロック)	
戸倉 茂雄(山口会)	中田 浩輔(島根会)
(九州ブロック)	
山本 幸伸(福岡会)	児玉 勝平(宮崎会)
(東北ブロック)	
岩渕 正知(宮城会)	柴山 武(福島会)
(北海道ブロック)	
佐藤 彰宣(札幌会)	服部 道明(函館会)
(四国ブロック)	
多田 努(香川会)	井上 吉幸(徳島会)
(会長指名)	
竹谷 喜文	小林 昭雄(青森会)

監 事
 椎名 勤(千葉会) 中村 秀紀(滋賀会)
 西 龍一郎(熊本会)

予備監事
 小林 要蔵(青森会)

真夏日となった2日目、退任された松岡連合会長は名誉会長に推戴されました。同時に花束の贈呈を受け、3期6年間の労苦も忘れるほどの破顔でした。

これからはゆっくりと土地家屋調査士業務に専念できると安堵されていましたが、まだまだ後進の指導に当たっていただきたいと思いました。

第3号議案 「土地家屋調査士の日」制定審議の件

昭和25年7月31日法律第228号において土地家屋調査士法が施行されたことに因み、土地家屋調査士会員の各々がその社会的使命を再確認する機会にするとともに、市民の皆様への、土地家屋調査士制度の役割をPRする機会とするため、7月31日を「土地家屋調査士の日」として制定したいと強い決意で執行部から提案説明がありました。議長からの裁決に対し全会一致で可決承認されました。

平成23年度事業方針大綱

昨年は土地家屋調査士制度制定60周年、表示登記制度創設50年という節目の年にあたり、大変意義深い1年でした。

厳しい国内外の経済情勢の中、業務環境は事件数の低下や報酬の低廉化の問題で今後どのように制度を保持し、会員を指導していくかが重要になってきます。

ADR業務の発展、新規業務への進出などその専門性を活かして国民の期待に応える時といえます。

また3月11日の東日本大震災からの早急なる復旧・復興を目指し、災害対応能力を強化します。境界問題においても、法テラスではワンストップサービスを行う上で土地家屋調査士の専門職能に期待が寄せられています。そして国土調査法改正時には土地家屋調査士の能力が高く認められました。地図問題解決に貢献でき、被災地の土地家屋調査士会及び会員が早く日常業務を遂行できるように次のように事業計画を策定しました。

平成23年度事業方針大綱

- 1 大災害の復興過程における支援活動への貢献
- 2 会員の業務の適正さの確保と事務所経営基盤の確立に関する取り組みの強化
- 3 会員の業務活動支援の充実
- 4 公共嘱託登記受託環境の整備のための社会広報活動の積極推進
- 5 地図・境界問題・紛争解決に関する取り組みの充実
- 6 研究体制及び研修体制の強化・充実
- 7 国等における各種施策・検討への適切な対応
- 8 土地家屋調査士制度の充実発展のための施策の推進
- 9 連合会組織体制の充実・強化
- 10 各種関連団体・機関との連携

平成23年度各部事業計画

制度対策本部

大星副会長



大星副会長

平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」に対し、制度対策本部の任務として、地震災害復興支援対策本部を設置し、被災会への連絡・支援体制を構築し対応していく。

また、連合会制度対策本部規則第3条に規定する土地家屋調査士制度、不動産登記制度、司法制度及び地図に関する事項等で緊急な課題について、全国土地家屋調査士政治連盟及び関連団体とも連携し、各界・各分野から情報を収集・分析し、連合会の目的達成に必要な事項について、適切な活動を行うこととする。

特に、本年度は、平成18年の不動産登記法・土地家屋調査士法改正から5年を経過し、改正によって出発した新たな制度への担い手である資格者代理人の実績を踏まえ更なる制度改革を準備することとする。

次に記載する事項について、全国の会員を加えた各部横断的で、柔軟かつ効率的な本部活動を行う。

- ・東日本大震災の被害発生に係る被災会員の業務支援及び被災地の早期復興への対応
- ・土地家屋調査士法、不動産登記法、その他関連法の改正要望事項案の策定
- ・法務局の事務・権限の見直し論議への対応
- ・資格者代理人制度の活用への対応
- ・各分野の学識者を交えた地籍に関する国際標準化に対する対応
- ・その他緊急課題への対応

総務部

國吉総務部長



國吉総務部長

1 土地家屋調査士会及び会員の指導並びに連絡に関する事項

- (1) 関係法令、会則、諸規程等の検討・整備
- (2) 土地家屋調査士会の自律機能確立の指導・支援
- (3) 大規模災害からの復興支援

2 連合会業務執行体制の整備・充実

3 表示に関する登記手続の適正化に関する事項

- (1) 土地家屋調査士法違反行為への対応
- (2) 法務省、各法務局との連携

4 特定認証局の運営に関する事項

5 情報公開に関する事項

6 会館の維持管理に関する事項

財務部

大場財務部長



大場財務部長

1 財政の健全化と管理体制の充実

- (1) 中長期的な財政計画の検討

- (2) 特別会計の検討
- 2 新会計基準に則った会計の実施
- 3 福利厚生及び共済事業の充実及び今後の検討
 - (1) 土地家屋調査士国民年金基金への加入促進
 - (2) 各種保険及び共済会事業
 - (3) 親睦事業の実施及び検討
- 4 業務関係図書等の発行、あっせん及び頒布
- 5 旅費規程等の運用精査
- 6 東日本大震災の災害復興に対する財政面の管理

業 務 部

小野業務部長



小野業務部長

- 1 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡に関する事項
 - (1) 「調査・測量実施要領」に関する指導
 - (2) 不動産登記規則第93条に規定する不動産調査報告書についての指導・連絡
 - (3) 大規模災害に伴う登記手続業務に関する指導・連絡
- 2 土地家屋調査士業務及び業務報酬に関する調査
- 3 「調査・測量実施要領」の見直し
- 4 不動産登記規則第93条に規定する不動産調査報告書の活用に関する検討
- 5 登記測量に関する事項
 - (1) 登記基準点についての指導・連絡
 - (2) 各土地家屋調査士会及び日調連技術センター・データセンターとの連携
 - (3) 登記基準点設置に関するマニュアルの作成
- 6 情報の電子化に関する事項
 - (1) オンライン申請への対応
 - (2) 業務における情報の電子化の検討

研 修 部

加賀谷研修部長



加賀谷研修部長

- 1 研修の企画・運営・管理・実施
 - (1) 専門職能継続学習の運用
 - (2) 新人研修の実施・検討
 - (3) eラーニングの運用
 - (4) ウェブシステムを活用した研修の実施
- 2 土地家屋調査士特別研修の受講促進
- 3 ADR認定土地家屋調査士研修の支援

広 報 部

山田広報部長



山田広報部長

- 1 広報に関する事項
 - (1) 制度広報に関する事項
 - (2) 社会広報に関する事項
 - (3) 業務広報に関する事項
 - (4) 国際広報に関する事項
- 2 会報の編集及び発行に関する事項
 - (1) 土地家屋調査士業務の充実に関する情報発信
 - (2) 社会・経済情勢の変革が土地家屋調査士の制度と業務に及ぼす影響についての情報発信

- (3) 全国各土地家屋調査士会の実施する事業等についての紹介

3 情報の収集に関する事項

- (1) 土地家屋調査士制度に関するタイムリーな情報収集
(2) 国際的な視野での土地家屋調査士業務環境に関する情報収集

4 大規模災害における復興支援に係る情報の収集及び発信

社会事業部

小林社会事業部長



小林社会事業部長

- 1 地図の作成及び整備に関する事項
- 2 筆界特定制度に関する調査及び研究に関する事項
- 3 境界問題相談センターの支援等に関する事項
- 4 日本司法支援センター（法テラス）に関する事項
- 5 公共嘱託登記関連業務に関する環境整備に関する事項
- 6 各会が取り組む防災協力等、公共・公益に係る事業の推進及び災害復興支援対策本部に対応する事項

研究所

藤木研究所長



藤木研究所長

- 1 表示登記制度及び土地家屋調査士の業務と制度の充実に係る研究
- 2 地籍に関する学術的・学際的研究及び地籍問題研究会との連携
- 3 地籍管理に関する国際標準化についての研究
- 4 自然災害等における非政府組織の国際協力のネットワークの確立
- 5 会長から付託された事項の研究

土地家屋調査士特別研修運営委員会

加賀谷特別研修運営委員長

- 1 第6回土地家屋調査士特別研修の計画・運営・管理・実施
- 2 第7回土地家屋調査士特別研修の計画・運営・管理・実施

広報員 田原浩之(福島会)

広報員 石野貢男(東京会)

地籍学の法的側面・技術的側面について

第1回 地籍調査事業における「地籍学」の位置づけ

社団法人 農業土木事業協会 専務理事
(元国土交通省 土地・水資源局 国土調査課長)
鮫島 信行

わが国においてまだ確立を見ていない「地籍学」の位置づけを、韓国の「地籍学」から考察するとともに、昨年10月に設立された「地籍問題研究会」での課題設定を、地籍調査事業の推進という観点から試みた。

「地籍学」についての考察

「地籍学」を考える上で参考になるのが韓国の「地籍学」だ。拙著「新版 日本の地籍」にも書いたが、明治時代の偉大な官僚であった目賀田種太郎は、財政顧問として渡った韓国で、土地調査(地籍調査)の開始に先立ち量地学校を創設し、韓国人測量技術者の養成を行った。こうした生い立ちを背景に、韓国では18の大学校(専門大学)に地籍学科が設置されている。そのひとつの慶一大学校で研究された京都土地家屋調査士会の戸田和章先生に教えを乞い、表-1に示す同校不動産地籍学科のカリキュラムの提供を頂いた。

1学年では、地籍学入門(必修)、法学概論、不動産学入門(必修)、行政学概論といった教養課程が中心だが、独島(トクド、島根県竹島)論、間島(カンド、豆満江以北の満洲にある朝鮮民族居住地)論という領土問題に絡んだ講座が目玉を引く。日本国民も領土問題に関心というわけではないだろうが、地籍の観点で領土論を勉強する機会はない。北方領土に係る不動産登記簿や土地台帳は、現在釧路地方法務局根室支局に保管されているが、国後島の帳簿類は、終戦時、焼失を免れるため、裁判所の主任書記であった浜清さんが私費で漁船を借り上げ根室まで搬出した経緯があることなど知る人はわずかであろう。

2学年では、地籍学原論(必修)、国土及び都市計画論、筆地論、土地調査方法論、専攻用語基礎、不動産学原論(必修)、地籍公示法論、不動産仲介及び実務、不動産私法、地籍調査及び測量実習、CADといった基礎科目が並ぶ。

3学年では、地籍測量及び実習(必修)、鑑定評価

及び補償実務(必修)、土地境界論、不動産公法、地籍電算学及び実習、専攻用語深化、現場実習Ⅰ、不動産地籍特講(必修)、地籍応用測量及び実習、不動産権利分析及び保険論、不動産金融及び担保実務、地籍調査及び実務、不動産租税及び実務、現場実習Ⅱといった専門課程に進む。

4学年では、地籍判例論(必修)、地籍行政論、国

表-1 慶一大学校不動産地籍学科教育課程現況

学年	区分	1 学 期			2 学 期		
		教科目	単 位	時数	教科目	単 位	時数
1	教必	大学生生活フォトボリオリ (基修教育)	1	1	教必	知性と実践 (基修教育)	1
	教必	英語会話Ⅰ (基修教育)	1	2	教必	英語会話Ⅱ (基修教育)	1
	教必	思考と表現 (基修教育)	2	2	教必	コンピュータ英語 (基修教育)	2
	教必	地籍学入門 (学科基礎)	3	3	教必	不動産学入門 (学科基礎)	3
	教選	法学概論 (専攻基礎)	2	2	教選	行政学概論 (専攻基礎)	2
	教選	独島論 (専攻基礎)	2	2	教選	間島論 (専攻基礎)	2
小計		編成単位	11	10	編成単位	11	10
2	専必	地籍学原論	3	3	専必	実用英語英訳 (択Ⅰ) (基修教育)	1
	専選	国土及び都市計画論	3	3	専選	不動産学原論	3
	専選	筆地論	3	3	専選	地籍公示法論	3
	専選	地目論	3	3	専選	不動産仲介及実務	3
	専選	土地調査方法論	3	2	専選	不動産私法	3
	専選	専攻用語基礎	2	2	専選	地籍調査及び測量実習	3
小計		編成単位	17	16	編成単位	19	15
3	専必	地籍測量及び実習	3	2	専必	不動産地籍特講	3
	専必	鑑定評価及補償実務	3	2	専選	地籍応用測量及実習	3
	専選	土地境界論	3	3	専選	不動産権利分析及び保険論	3
	専選	不動産公法	3	3	専選	不動産金融及び担保実務	3
	専選	地籍電算学及実習	3	2	専選	地籍調査及実務	3
	専選	専攻用語深化	2	2	専選	不動産租税及実務	2
小計		編成単位	17	14	編成単位	17	15
4	専必	地籍判例論	2	2	教選	第9英語 (基修教育)	
	専選	地籍行政論	2	2	専必	不動産及地籍セミナー	3
	専選	国有財産管理論	2	2	専選	地籍政策論	2
	専選	地籍活動及実務	2	1	専選	不動産登記及実務	2
	専選	不動産市場情報分析実務	2	2	専選	不動産鑑定及実習	2
	専選	風水地理学	2	2			
小計		編成単位	12	11	編成単位	9	7
教養必修: 15 単位		教養選択: 14~30 単位		教養単位計: 29~45 単位			
専攻必修: 20 単位		専攻選択: 70 (4) 単位		専攻単位計: 90 (4) 単位			

資料: 慶一大学校、[大学生生活案内]、2007。

有財産管理論、地籍活動及び実務、不動産市場情報分析実務、風水地理学、不動産及び地籍セミナー（必修）、地籍政策論、不動産登記及び実務、不動産競売及び実務といった行政実務中心の科目となる。

これに対してわが国では、大学に地籍学科がないため、都道府県や市町村の地籍調査事業担当職員や地籍測量会社の技術者を対象に、国土交通大学校、社団法人全国国土調査協会、社団法人日本国土調査測量協会が以下のような研修を行っている。

- ・専門課程国土調査研修(8日間 表-2)
- ・指導者養成研修会(2日間)「国土調査関係予算の概要」、「地籍整備に関する法務省の取組」、「一筆地調査」、「地籍測量」、「国土調査法第19条5項指定」、「グループ討議」
- ・国土調査実務講習会(1日間)「地籍調査の概要と最近の動向」、「地籍調査の促進とGPS機器利用の拡大」、「地籍調査作業規程及び同運用基準の改正点について」、「一筆地調査の新しい取り組みに

ついて」、「都市部官民境界基本調査について」、「山村境界基本調査」について。

- ・技術者実務講習会(0.5日間)「法令等の改正について」、「地籍調査作業規程及び同運用基準の改正点」、「新たな測量機器、手法の導入—GPSの利用拡大について」、「都市部官民境界基本調査について」
- ・一筆地調査研修(1.5日間)「一筆地調査概論」、「一筆地調査の手引説明」、「不動産登記法(表示)概論」、「一筆地調査(体験発表)」

また、法務省は、法務局・地方法務局の職員を対象にした「中央測量技術講習」(5ヶ月、1期60名ほど、年2期)を実施し、不動産表示登記手続、筆界特定手続、登記所備付地図作成作業について指導的立場に立ち得る者の養成を行っている。さらに、日調連や各土地家屋調査士会はCPD教育として、高度な分野の研修を行っている。

韓国の大学教育と、実務者を対象とした研修制度を単純に比較することは出来ないが、わが国には地

表-2 平成23年度 国土交通大学校
専門課程 国土調査研修時間割(案)

月日	曜	午前			午後		
		8:50~11:50			13:15~17:15		
5/25	水	教務課オリエンテーション 8:50~ 入校式 9:20~ 測量部ガイダンス 9:50~	講話 土地・水資源局国土調査課 角南課長 10:50~11:50	昼食・講義準備	国土調査事業の概要 土地・水資源局国土調査課 安藤課長補佐 13:15~15:05	国土調査法 土地・水資源局国土調査課 長嶋国土調査企画官 15:15~16:40	課題研究 測量部 16:45~
5/26	木	土地分限調査・水測量 土地・水資源局国土調査課 長谷川専門調査官 8:50~9:50	不動産登記法と国土調査 法務省民事局民事第二課 不動産登記第二係長 10:00~11:50		都市部における地籍調査 土地・水資源局国土調査課 山口課長補佐 13:15~15:30	山村部における地籍調査 土地・水資源局国土調査課 山田専門調査官 15:40~16:40	課題研究 測量部 16:45~
5/27	金	事業計画及び地籍調査委員会 土地・水資源局国土調査課 神室係長 8:50~10:20	認証・承認 土地・水資源局国土調査課 山村主査 10:30~11:50		工程管理及び検査 土地・水資源局国土調査課 伊藤主査 13:15~16:15		課題研究 測量部 16:45~
5/30	月	課題研究 測量部 後半 写真撮影	基準点測量と測量法 測量部 科長 9:40~12:00		地籍測量 土地・水資源局国土調査課 伊藤主査 13:15~15:45	一筆地調査 土地・水資源局国土調査課 山村主査 15:55~16:40	課題研究 測量部 16:45~
5/31	火	実習（地籍測量） 土地・水資源局国土調査課、国土調査測量協会 伊藤主査 8:50~11:50		昼食・講義準備	実習（地籍測量） 土地・水資源局国土調査課、国土調査測量協会 伊藤主査 13:15~16:40		課題研究 測量部 16:45~
6/1	水	実習（地籍測量） 土地・水資源局国土調査課、国土調査測量協会 伊藤主査 8:50~11:50			実習（地籍測量） 土地・水資源局国土調査課、国土調査測量協会 伊藤主査 13:15~16:40		課題研究 測量部 16:45~
6/2	木	一筆地調査 土地・水資源局国土調査課 山村主査 8:50~10:50	実習（一筆地調査） 土地・水資源局国土調査課 山村主査 11:00~11:50		特別講義「日本の地籍」 社団法人 農業土木事業協会 飯島信行専務理事 13:15~14:40	課題研究（発表会） 土地・水資源局国土調査課 伊藤主査・山村主査 14:50~17:15	
6/3	金	実習（一筆地調査） 土地・水資源局国土調査課 山村主査 8:50~11:50			効果測定 土地・水資源局国土調査課 山村主査 13:15~14:15	課題研究（整理） 測量部 14:15~	修了式 測量部 14:45~

籍教育を体系的に行うシステムが整っていない。地籍に関連する科目のある明海大学不動産学部でも、2年次に「地籍と不動産登記」と「測量と地図」の2コマがあるだけだ。結局、わが国においては「地籍学」というものが、概念としても、実態としても確立されていないことが分かった。

地籍調査事業の成果である地籍簿と地籍図は、土地所有権を保護する不動産登記情報としてだけでなく、国家地理空間情報としても極めて有用な基本データである。わが国の地籍教育はもっぱらOJTとなっているが、このような重要な業務に携わる者の教育はやはり体系的に行われるべきではないだろうか。本稿を記すにしたい、その思いが漠としたものから確たるものとして固まっていくのを感じた。

「地籍問題研究会」における課題設定について

昨年10月3日、土地家屋調査士制度制定60周年を記念して東京日比谷公会堂で開催された「地籍シンポジウム2010／土地家屋調査士全国大会 in Tokyo」において「地籍問題研究会」が設立された。日調連では、5年程前から「地籍学会」の立ち上げが画策されていたと聞いているが、「地籍学」の確立を見ない中での「学会」の立ち上げはやはり難しいものがあつたのだろう。「研究会」はそれに替わるものとして、将来的には「学会」への発展の含みも残して設立されたものと考えている。では「研究会」の検討課題は何になるのだろうか。平成20年、日調連研究所は「地籍学」の研究課題について次のような提案を行っている。

- ・地籍学の概念
- ・「自作農創設特別措置法と登記手続」についての研究
- ・「地籍の日韓比較」あるいは「日・中・韓・台四ヶ国の地籍制度について」
- ・地籍情報に関する統計・利活用・更新・維持管理できる組織・環境の構築
- ・地籍に関する専門用語辞書・辞典の構築についての研究
- ・電子国家政策における地籍図作製事業と官民協働についての研究(共通参照空間の構築)
- ・境界紛争と社会環境についての研究
- ・守秘義務(個人情報保護法、情報公開法)の問題、特にデータセンターや資料センターに情報を設置する際の守秘義務の問題についての研究

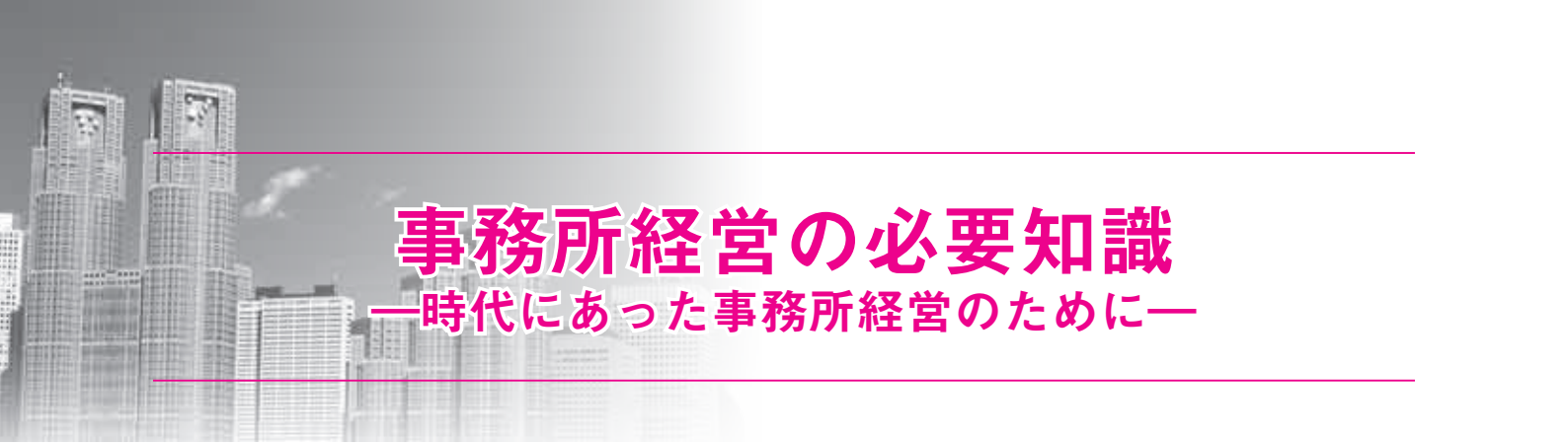
「研究会」における検討課題として、筆者は、これらに加え、「新版 日本地籍」の中でも言及した、以下のような事項を提案したい。

- ・不動産取引における重要事項説明書への境界情報の記載
- ・航測法により作成された14条地図の精度と再調査の必要性
- ・筆界未定地を対象とした権利変換による筆界創設
- ・境界不明林地の所有権移転が国土の適正利用に与える影響
- ・相続登記が長期にわたって行われていない土地の国による時効取得
- ・市町村による地籍情報の公開に関わる法的問題
- ・地籍調査事業による民有地内筆界交点への永久杭設置
- ・図根点の管理についての行政責任の明確化並びに滅失図根点の復元
- ・東日本大震災で変動した地籍図の復旧

おわりに

地籍調査事業の最大の問題のひとつは、事業の担い手が市町村職員であることだ。職員は異動を免れない。地籍調査事業に数年従事して経験を積んでも、異動があれば、新たに担当となった職員は一からノウハウを築き上げなければならない。このノウハウは一片の引継書で引き継げるものではなく、また数日の研修で培われるものでもない。歴史的な流れの中で多くの不確定要素を内包することとなった境界を明確化する作業は、単に測量のスキルだけでなく、地租改正に遡る歴史の変遷や法定外公共物の発生要因など地籍に関わる直接的知識と不動産登記や不動産取引に関わる広範な周辺知識があつて初めて遂行できるものだ。したがって本来は、専門家によって担われるべきなのだ。その専門家を育てる教育の体系が「地籍学」と位置付けられるのではないだろうか。

「地籍問題研究会」における課題研究は、地籍事業の推進や地籍の明確化、国土利用の適正化、あるいは地籍成果の利活用に貢献するものとして期待される。その一方で、地籍調査あるいは14条地図作成の担い手を育成する「地籍学」の確立も疎かにされてはならないと考える。



事務所経営の必要知識

—時代にあった事務所経営のために—

第3回 「もしも」の時の備えを考える

有限会社 桐栄サービス 三神 尚長

現在、日本土地家屋調査士会連合会共済会では、土地家屋調査士会員の福利厚生のために8種目の商品を用意しております。

それらは全て民間の保険会社(生保・損保)で企画している保険商品で構成されております。

もう少し具体的に申し上げますと、

1 身体に関わる備えとして

団体定期保険、拠出型企業年金保険、医療保険、所得補償保険、傷害疾病保険の5種目

2 他人に対する賠償の備えとして

職業賠償責任保険、(以下「賠償責任保険」といいます。)、自動車保険の一部(対人、対物賠償)

3 使用する測量機械等の破損、盗難、焼失等に対する備えとして

測量機器総合保険

4 その他に対する備えとして

自動車保険(加入については各土地家屋調査士会毎に集団扱い制度を採用していただくことになります。)

この中で、他の共済種目と大きく異なっている商品として「賠償責任保険」があげられます。(同じ賠償という意味では自動車保険の対人、対物賠償も含まれますが、自動車運転中に発生するケースなので形態が少し異なります。)

どう違うかと申し上げるならば、次のような点が挙げられます。ある時突然過去に取り扱われた事件が原因で相手側(第三者)から苦情を申し込まれる(賠償請求の申し出がある)というところから発生します。そしてその内容次第で賠償額(相手側に支払わなければならないいわば弁償金)がいくらになるか予測がつかないことです。また、相手との折衝事になるのでそこには感情的な側面、それぞれの思惑、駆け引き等も介在することから円満解決に至るまでかなりの時間と労力を費やすことが容易に想像されます。

それ以外の場合は、自分自身で解決が図れるケースがほとんどで、また、金額の目安もある程度把握できます。

従って、トータル的に考えるならば、「もしも」の時の備えとして一番に考えておかなければならないもの

は「賠償責任保険」なのではないでしょうか。

広く社会から見た場合を考えるならば、土地家屋調査士に対し、

○業務の性質が高度で専門的であり、判断的な作業が中心であること。

○一般的に土地家屋調査士という職業の内容がよく知られていないこと。

○高い職業倫理感を持ち、顧客との仕事関係が重視されること。(依頼者からの信任を受け裁量的な判断をする忠実義務があること。)

等が認知、あるいは要求されていることから、それに違反した時の落差に非常に大きなものがあると思われます。

昭和54年に共済会取扱いの保険商品として「賠償責任保険」が採用されて以来30年以上の引き受け実績がありますが、現在全会員の約70%が加入しておられるということでも他の商品に比べ会員の関心、必要の度合いが高いのが分かります。(もっとも100%加入がその趣旨からすると期待される数値だと考えます。なぜかと言いますと、「もしも」の時に土地家屋調査士の方が自分として、また相手方に対し実情に即した対応(特に金銭的、内容的な面で)をきちんと取れる体制を作っておくためには全員が加入しておくことが必要だと考えるからです。そうでないと、この保険に加入している土地家屋調査士と加入していない土地家屋調査士では、相手に対する対応が異なることになりがちで、同じような事案でも(基本的には考え方は同一のはずなのにもかかわらず)解決内容が違ってしまいうことになりかねないからです。)

今回は、「賠償責任保険」につきまして詳しくご説明させていただきますと存じます。

他人に対し賠償する責任があるか否かを決定するのは、まず何に基づいて判断するのがポイントですが、それは日本国の法律に照らし合わせて行うこととなります。

土地家屋調査士が行う本来業務遂行に伴って発生する事象を考えるならば、その多くのものは民法709条の「不法行為責任」か、同415条の「債務不履行責任」に該当す

るかかどうかということになります。条文の詳細はここでは割愛いたしますが、それぞれの条文に照らし合わせて責任の有無を判断するということになります。

それでは、「賠償責任保険」ではどのように記されているでしょうか。

会員(1)が第三者から提起された損害賠償請求について法律上の損害賠償責任(2)を負い、損害賠償金や訴訟費用を支払わなくてはならなくなった時に保険金をお支払いします。となっています。

ここでいう(1)会員とは：日本土地家屋調査士会連合会共済会会員であること(実質は土地家屋調査士会の現会員であるということになります。)と、土地家屋調査士法人です。

(2)法律上の損害賠償責任とは：先ほども申し上げましたが、多くの問題はほとんど「不法行為責任」、「債務不履行責任」に該当するかどうかということで判断されます。

従いまして、この二つの法律も含め事実関係を関連法令に照らし合わせて、まず、その責任が土地家屋調査士にあるのかどうかを考えなければなりません。

そこで責任の所在が見つけられなければ、一番基になる法律でも責任がないことになり、当然保険の適用もないことになります。

しかしながら、そのことだけならある意味で非常に分かりやすくてよいのですが、保険にはまた別の観点から色々と制限というか規定を設けております(いわゆる普通保険約款や特約条項で)。即ち、(パンフレットに記載されてもおりますが)保険金をお支払いする主な場合として

1 業務危険としては

被保険者(注1)、その使用人又はその他被保険者の業務の補助者が土地家屋調査士業務(注2)を遂行するにあたって、職業上相当の注意を用いなかったために業務の委託者又はその他の第三者に財産的損害を与えた場合。

被保険者(注1)、その使用人又はその他被保険者の業務の補助者が土地家屋調査士業務(注2)の遂行に付随して管理する他人から預かった印鑑、証明書類または図書を破損、汚損又は紛失したり、盗難されたことにより委託者に財産的損害を与えた場合。となっております。

2 施設危険としては

被保険者(注1)が土地家屋調査士業務(注2)遂行の為に所有・使用・管理する施設の欠陥或いは管理上のミスによって、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を滅失、破損、又は汚損した場合。となっております。

(注)

(1)被保険者：土地家屋調査士又は土地家屋調査士

法人を指します。

- (2)土地家屋調査士業務：土地家屋調査士法第3条第1項第1号～8号の業務であることと定めています。その中にあっても、他の登録された資格で(例えば測量士とか司法書士とか)行った業務についてはお支払いの対象としておりません。さらに、事件簿に記載があること等も求められております。

その他に保険特有のお支払いできないケースが色々ありますが、これについてはパンフレットをご確認いただきたく存じます。

また、損害賠償請求対象期間(保険期間)は、ご加入の会員が保険期間中に業務の委託者又はその他の第三者から損害賠償請求を受け、法律上の損害賠償責任を負った場合に、本保険制度の補償対象となります。但し、時効、除斥期間の経過により会員が法律上の損害賠償責任を負わない場合、本保険制度の補償対象とはなりませんのでご注意ください。

以下に保険金が支払われた具体的な事故例をいくつかご案内いたしますのでご覧ください。但し、事故の形態というのは全く同じケースということではなく、千差万別でございますので、実際には、発生したそれぞれの事実関係から判断、認定されますことをよろしくお含みおきください。

事故例

- 1 土地の境界確定測量と地目変更登録申請を行った土地に、A氏が建物を建築し、その後、隣接地にB氏が建物を建築した。B氏が依頼した土地家屋調査士が測量したところ境界点がB氏の土地に寄っていることが発覚したもの。

B氏からの請求内容：

誤った境界標により造られたブロック塀を正しい境界線上に作り直す費用

結果：

A土地家屋調査士の責任ありと判定し請求額も妥当であったため、B氏の請求どおりの額を支払うことで解決。

- 2 土地分筆登記に伴う境界杭の打設に伴い、誤って別の場所に埋設してしまったもの。

請求内容：

誤った境界線にコンクリート土留擁壁が設置されてしまったため、その擁壁の撤去及び再施工費用を請求されたもの。

結果：

土地家屋調査士の責任ありと判断、請求内容も妥当なものであったため、請求どおりの額を支払う

ことで解決。

- 3 事務所用部分と住宅用部分の表示登記を依頼されたが、区分建物で登記すべきものを一棟の建物として登記してしまったため、区分建物での登記のやり直し費用を請求されたもの。

結 果：

土地家屋調査士の責任と判断され、請求内容も妥当であることから、請求どおり支払うことで解決。

- 4 地積測量を行ったが、過大に測量してしまい、その地積に基づき売買(数量指示売買)が行われたために、地積不足部分の土地代の請求がなされたもの。なお、売主は多額の債務があり、過大に受領した土地代金の返済ができない状態にあった。

結 果：

測量ミスあったのは明らかであり、数量指示売買であったことも確認されており、また相手方の請求内容も妥当であったため、請求どおり支払うことで解決。

- 5 分筆登記に際しての調査測量時、コンクリート杭を埋設したところ、地中の水道管を破損させてしまったもの。

結 果：

注意不足であったことは明らかであり、相手方の請求内容も妥当であったため、水道管修理代を支払うことで解決。

- 6 事務所のベランダに作業用具を積んでいたところ、強風により作業用具が落下し、下に停めてあった他人の自転車に当たり損害を与えてしまったもの。

結 果：

管理上の責任ありと判断し、相手方の請求内容も妥当と判断されることから、修理代を支払うことで解決。

- 7 分筆登記後、測量ミス(計算ミス)により面積にミスがあることが判明し、再測量、再登記、慰謝料を請求されたもの。

結 果：

土地家屋調査士の測量ミスによることは明らかであり、責任はあるが、慰謝料については支払わず、再登記、再測量費用を支払った。

- 8 地積測量に際し、境界杭の位置確認を誤り、その誤った境界線に基づいて依頼主は建物設計を行っていたために、その設計変更料(建物二棟分)、工事遅延費、工事遅延に関する駐車代、土地減少代金を請求されたもの。

結 果：

土地家屋調査士が境界を誤ったことは事実であり、支払い責任はあると判断されるが、依頼主にも確

認不足による過失があると判断される。設計変更料の一部、工事遅延費、土地減少代金については否認しての支払いとなった。

- 9 地積測量時、境界杭の確認を誤り、その誤った内容で登記が終了したが、地積が減少したために建設予定マンションの建設変更費用、土地代、再測量代金損害金を請求されたもの。

結 果：

土地家屋調査士の調査が不十分であったことが原因であり明らかに支払い対象となるが、土地代、再測量損害金については否認しての支払いとなった。

- 10 土地家屋調査士が作成した建物図面において建物西側には小さな空地があることになっていたが、実際はそれより大きな面積であり、建物東側に玄関を設置することになったため、建物が使用できなかった期間の損害額及び玄関部分の増築費を請求されたもの。

結 果：

土地家屋調査士の責任：元々建物図面では隣地を踏まなければ玄関出入りは困難であることは明白である。よって、仮に西側にズレていたとしても東側の玄関位置とは無関係である。また、時効が成立しているとして訴訟案件となった。

最終的に土地家屋調査士側が勝訴したが、弁護士費用等を支払った。

終わりに当たって

今回ご案内申し上げましたように、土地家屋調査士の皆様方はその業務内容から好むと好まざるに関わらず様々な賠償リスクに囲まれておられ、こうした環境の中で日々活動をされておられるわけです。

今後益々社会が多様化し複雑化されていくことが十分予測される現在、想定できないようなリスク(危険)が発生していく可能性は大であります。

保険はリスクの転嫁方法の一手段であります。まずはどんなリスクが存在するのかを考え除去を図ること。次はリスクの軽減策を図ること。そしてその次に位置するのが保険にヘッジすることになると思います。

そのためにも、この機会に会員の皆さま方、更にはご一緒に仕事をされる方々が賠償リスクに関心をもたれ常にリスクを予測し、その対処法を頭の中で描きつつ日々の業務に邁進されますよう心からお祈り申し上げます。

以上

第5回つくば国際 ウォーキング大会

社団法人 日本ウォーキング協会理事・茨城県ウォーキング協会会長
財団法人 日本測量調査技術協会参与

堀野 正勝

はじめに

本大会は、去る3月11日に発生した東日本大震災により、開催が危ぶまれておりましたが、つくば市、土地家屋調査士会様等関係各機関のご理解ご協力により、「東日本大震災復興支援チャリティウォーキング大会」として無事開催することができました。

平成23年6月4日(土)、5日(日)の梅雨入り直後でしたが天候に恵まれた2日間、第5回つくば国際ウォーキング大会が、茨城県つくば市において盛況裡に開催されました。つくば市施行20周年を記念してスタートしたこの大会も、関係諸団体の協力を得て年々その魅力が理解され、第5回を迎える今回は念願としていた

本格的なツーデーマーチ(全国規模の2日間の大会)となり、延べ1,538名という大勢の参加者で賑わいました。

今年は、初日の6月4日(土)は、筑波山神社と名峰筑波山の山麓を巡り、つくば中央公園(大会メイン会場)へ戻るコースなど4コースで開催されました。

2日目の6月5日(日)は、つくば学園地区を中心に5コースが設置されました。この日は、「測量の日」記念ウォーキング大会/全日本歩測大会(名人・達人戦)と同時開催とし、特に10 km、20 km、25 kmの3コースは国土地理院を必ず通過し、歩測大会等の関連イベントに参加するコース設定としました。さらに、5 kmコースを学園緑陰歩道に、また4 kmコー

スを「地図読み教室」とし、国土地理院OBと楽しく地図に親しむウォーキングとしました。2日間にわたる参加者は、乳母車の幼児や幼稚園生から89歳のお年寄りまでと幅広いものでした。もちろん主役は、元気な中高年の方々であったことは言うまでもありませんが、山ガールに負けじと若い女性ウォーカーが目立ったのも今回の特徴かと思えます。

本大会を開催するにあたり、初回大会から引き続き、多大なるご支援とご協力を頂きました日本土地家屋調査士会連合会並びに地元茨城土地家屋調査士会に対し、この場をお借りして御礼を申し上げますとともに、本大会の模様を寄稿させていただき、ご支援、ご協力への御礼とさせていただきます。



チラシ(表)



チラシ(コース概要)

2日間開催の全国規模大会へと 飛躍！被災地岩手県からも参加

大会趣旨には、「筑波山の山ふとこに抱かれ、研究学園都市つくばの歴史、文化、豊かな自然を感じるとともに仲間との交流、出会いを楽しむ、体力づくり、健康づくりを図る歩く祭典として第5回大会を迎えるのを機に、ツーデーウォークとして再スタートいたします。多くの市民と全国のウォーカーの参加を心から歓迎いたします。」とうたっています。そのテーマは「自然と科学とが融合したつくば市を体いっぱい感じて歩こう！」です。



翌朝の地元新聞の掲載記事

このような大会の趣旨が理解され、今大会(第5回)には、全国各地から泊りがけの参加者が相当数増えました。東北地方からは、青森県を除く岩手、秋田、山形、宮城、福島各県から、さらに、新潟、富山県の北陸勢、西は、広島県から静岡県までの広い地域からかなりの人数の参加者がありました。これら申込み者の顔ぶれを見ると、勿論、つくば市民を中心に茨城県民が相当数を占めていることは言うまでもありませんが、近県の群馬県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県などからも大勢お見えになっています。このように参加者は、近県はもとより全国へと広がりました。

今年の大会は前述のとおり、全国規模の大会となり、近県はもとより全国各地からの参加者が増えたことが実感されました。特に岩手県から参加されたご夫婦が、本大会がチャリティウオーキング大会ということに呼応し、募金箱を持ち積極的に募金活動にご協力いただいたことが強く印象に残りました。

チャリティ募金は、参加者に各自参加コース距離×20円/1kmを呼び

かけ募金箱に投金していただくなどし、主催者からの募金も含め10万円を地元新聞社を通じ被災地に送ることとなりました。募金にご協力いただいた方々に心から感謝申し上げます。

参加者増の背景には、ツーデー化の魅力もありますが、今年は、初めてのツーデーということもあり、広報関係に相当力を入れたことも参加者増の結果につながったものと思います。その一つはJWAの機関紙「ウオーキングライフ誌」の事前告知と並行し、4月号のウオーキングライフ誌に折り込みチラシ13,000枚を封入したこと。二つ目はホームページからの申込みにも力を入れたこと。三つ目は、県下のミニコミ誌に投稿し、参加を呼び掛けたことなどです。このように全国規模の開催へ向けて、参加者募集に相当力を注ぎました。

第5回つくば国際ウオーキング大会

つくば国際ウオーキング大会は、当初から全国規模の2日間開催のツーデーマーチを目指しスタートし

たもので、(社)日本ウオーキング協会(JWA)と地元茨城県ウオーキング協会(IWA)、茨城土地家屋調査士会が協力し、実行委員会を立ち上げ「主催者」として実施してきました。

今回(第5回大会)から、先にも述べたように、つくば市が毎月第1日曜日に「つくばウオークの日」としたこと等により、さらに6月第1日曜日に国土地理院を中心とする「測量の日」関連イベントが開催されること等から国土地理院、「測量の日」実行委員会がバックアップに加わり大会をより一層盛り上げていただきました。

「後援」には、厚生労働省、環境省、農林水産省、国土交通省、文部科学省、経済産業省の6省庁の他、朝日新聞水戸支局をはじめ茨城新聞社、常陽新聞社など地元メディア関係が名を連ねています。本大会がウオーク日本1800大会として位置づけられたことにより、実質的な協力体制として(財)健康・体力づくり事業財団の協力により、ウオーク日本1800大会のパスポートの提供などが行われています。

日本土地家屋調査士会連合会には、初回より「協賛」団体としてご参加、協力を頂いておりますが、その他、TX(つくばエクスプレス)や地元企業を中心にゼッケン、大会紙面広告などのご協賛を頂き開催にこぎつけています。

今回から、特別協賛として地図の株式会社ゼンリンが加わり、大会マップの提供などにご尽力を頂きました。

また、その他「特別協力」として、地元のつくば市立吾妻中学校、北条の東中学校(中学生ボランティアの派遣、テントの提供等)の協力や地元商工会によるつくば物産テントやムーンスターによるウオーキンググッズテント(地元の代理店)の出店等が新たに加わり、大変にぎやかなものとなりました。筑波大学吹奏楽部による演奏(30分)やその他関連施設等の多大なご協力と併せ、地元との繋がりがより緊密なものとなってきました。



活躍するボランティア北条東中学生
(チェックポイント)

—6月4日(土) 第1日—

Aコースの30 kmは「筑波山神社・むかし道コース」で、つくば市旧筑波庁舎(中央会場からバスで移動)をスタートし、筑波山神社を参拝し、山麓の北条の街並みを巡って(後述の20 kmコースと一緒のルート)一路つくば中心地のつくば中央公園をゴールとするロングコースです。

Bコースは、つくば市旧筑波庁舎(中央公園よりバス移動)をスタート・ゴールとする20 kmコースで、古社の筑波山神社、名峰筑波山の山麓を巡るコースです。北条の市街地から筑波山神社に至る「つくば道」は徳川三代将軍家光も参詣したといわれる筑波山信仰の参詣道です。途中には、借景として筑波山を配した真言宗の古寺「普門寺」や奈良朝時代の郡役所であった「平沢官衙跡」などがあり、コース周辺の景観は、大変素晴らしいものです。A、Bコースの参加者からは、一様に「大変素晴らしいコースで良かった。また来たい。」、一部の参加者からは「筑波山神社までの登りがチョッ



若い女性のウォーカーが目立った
(20 kmコース)

トきつかったかな。」などの声も頂きました。A、Bコースには、茨城県内、関東近県を中心に、全国各地からのウォーカー約320名余が参加し、新緑のつくば道を楽しみました。

また、学園都市の市街地、公園巡りのコースは、それぞれCコース10 km、Dコース7 kmがつくば中央公園スタート、ゴールでさわやかな汗を流しました。参加人員は両コース合わせて220名余でした。

開会式はC、Dコースを中心に9時からつくば中央公園(メイン会場)で行われました(A、Bコースはバスで筑波山コースへ移動するため先行スタート)。大会会長(堀野正勝IWA会長)の主催者代表挨拶に引き続き、市原健一つくば市長(代理・岡田久司つくば市副市長)並びに大星正嗣日本土地家屋調査士会連合会副会長の祝辞を頂きセレモニーがスタートしました。

開会式には、日調連からは大星副会長のほか、中塚理事(広報担当)が、また、茨城会からは、村田会長、片平副会長、村上土浦支部長はじめ多数の方にご参加いただきました。この場をお借りし、ご出席、ご協力に

感謝いたします。

引き続き、協賛・協力企業、団体等のご紹介が行われました。もちろん、日本土地家屋調査士会連合会のご紹介も行われました。

その後、セレモニーは、コース紹介と諸注意、準備体操(ストレッチ)等が行われ、最後に元気な参加者代表のご婦人による出発の「檄」で、各コースへとスタートしていきました。今年は、ツーデーマーチということで、大きなエアゲートも設置され、本格的な大会会場となりました。

—6月5日(日) 第2日—

2日目も、梅雨の中休みのまざるの天候となり、100%大成功を確約してくれる天候となりました。役員は前日同様、早朝6時30分に集合し、準備に取りかかり、7時45分受け付け開始、9時に出発式を行い、9時30分より10 kmのコース及び5 kmコースへと順次スタートしていきました。

この日は、地元吾妻中学校の女子中学生3名が出発の檄を行うとともに、多数の中学生がスタート時に整列し、拍手で参加者を送るなど、大会の雰囲気をもく和やかなものへと盛り上げるなど、大いに活躍してくれました。

Eコースは、万博記念公園コース(国土地理院、万博記念公園、谷田部市街地、同峰公園を巡る長距離・自由歩行)で25 kmです。Fコースは、



来賓の挨拶(大星副会長)



元気にゲートをくぐり出発



出発の「檄」を飛ばす吾妻中学生徒
「元気に行ってらっしゃーい!」

万博記念公園コース(国土地理院、万博記念公園、大清水公園を巡る長距離・自由歩行)で20 kmです。Gコースは、研究学園と公園巡りコース(国土地理院、研究学園、大清水公園を巡る中距離・自由歩行)で10 kmです。Hコースは、研究学園と公園巡りコース(かつらぎ公園、大清水公園を歩くショートコースで、親子、ご老人、ペアーゆったり組など・自由歩行)で5 kmです。それぞれ中央公園を順次スタートし、夕方15時30分までには、全参加者が無事ゴールしました。参加者は、10 km以上の3コース合計で、450名が、5 kmのHコースには家族連れを中心に約60名が参加しました。

参加者はケヤキ並木のつくば公園通りの爽やかな緑陰歩道や科学万博を記念して作られた「万博記念公園」を心ゆくまで楽しんだようです。「楽しい大変素晴らしいウオーキング大会でした。」「是非、継続して実施して欲しい。」「自由にゆっくり観て歩け良かった。」など多くの意見が寄せられ、総じて参加者からは「楽しかった」との印象が強かったことが分かりました。

一「測量の日」記念行事で盛り上がる一

平成元年に6月3日「測量の日」が制定され、以後、全国各地で6月3日前後に、関連イベントが開かれています。つくば市に本院を持つ国土地理院では、毎年6月第一日曜日を軸に、国土地理院の「地図と測量の

科学館」を中心に業務紹介と施設公開を6月3日「測量の日」のイベントを行ってきました。

今回も、各種イベントが開かれましたが、本大会でも、この「測量の日」をバックアップし、「測量の日」記念ウオーク/全日本歩測大会(名人・達人戦)を合わせて開催することとしました。先にも述べましたように、一つは、25 km、20 km及び10 kmコースは国土地理院をコース内に含め、必ず「測量と地図の科学館」を見ていただくとか、関連イベント(歩測大会)に参加いただくなどのコース設定を行いました。

さらに、特別コースとしてIコース4 kmの「地図読み方教室」(「測量の日」記念ウオーク・団体歩行)を設けました。このコースは、国土地理院構内や周辺地域にある諸施設や植生などの地図記号を頼りに国土地理院OB2人のユニークな解説を交えながら歩く、2時間程度のファミリーコースです。

参加者は、親子連れを中心に、約50名が参加し、地図記号の起源やいわれ、不思議などを勉強しながら、終始和やかな楽しいウオーキングが行われました。

一全日本歩測大会(名人・達人戦)の開催一

また、本大会のいま一つの目玉として、測量やウオーキングの原点である「歩測」にチャレンジする「全日本歩測大会(名人・達人戦)」を開催いたしました。この歩測大会は、本年

度から、JWA、伊能忠敬研究会、国土地理院(名誉会長：国土地理院長、審査委員長：大内惣之丞伊能ウオーク隊長)が、協議の上、つくば会場(毎年6月)と深川会場(毎年1月予定)の2カ所の会場を指定したのに伴い全日本歩測大会の会場として継続して開催されることとなったものです。

参加者は、午前・午後の各会合計で、約210名が参加し、26名の達人(三コースの誤差が各±2%以下で合格)が出ました。残念ながら、名人(三コースの誤差が各±0.5%以下で合格)は今回も出ませんでした。

おわりに

第5回大会は、いよいよ「つくば国際ウオーキング大会」の名にふさわしい2日間の大会(ソーデーウオーク)として開催することができました。本大会は、今後、「いばらき元氣ウオークの日及びつくばウオークの日」で、つくばの国土地理院を中心に「測量の日」記念イベントが計画される6月の第1日曜日を軸に継続的に開催することになります。また、来年の第6回つくば国際ウオーキング大会からは、JWA指定のオールジャパン大会に加え、関東甲信越マーチングリーグの24番目の指定大会(茨城県では古河の花桃ウオークに次ぐ2番目の大会)となることがほぼ確定(11月の東松山総会で承認予定)し、平成24年6月2日(土)、3日(日)に開催を予定していますので、引き続きご協力のほどよろしく願いいたします。

最後になりましたが、今大会の開催にあたり、日本土地家屋調査士会連合会並びに茨城土地家屋調査士会の関係者の皆様には多大なご支援、ご協力を頂きました。改めて心より御礼を申し上げ、会報への締めとさせていただきます。

(第5回つくば国際ウオーキング大会会長)



歩く地図教室(地理院OBから地図記号の説明を聞く参加者)



親子で歩測を楽しむ(国土地理院構内)

第5回つくば国際ウォーキング大会
茨城会 副会長 岡本秀一
広報部長 高本光祐

3月11日、東日本大震災において被災された方々に対して、心よりお見舞い申し上げます。

震災から3か月、茨城県つくば市において第5回つくば国際ウォーキング大会(副題:東北関東大震災復興チャリティウォーク)が6月4日(土)・5日(日)の澄みきった青空のもと開催されました。平成23年以降は2日間の開催(ツーデーマーチ)となりコースも9コースとウォーカー達の選択肢が増えました。

両日とも茨城土地家屋調査士会としてお手伝いいただいた土浦支部の村上恒雄支部長はじめ、手伝っていた会員の皆様には早朝6時30分からのぼり旗の設営や準備と夕方4時30分まで後片付け等大変ご苦労いただきありがとうございました。会員さんの中には独自に参加された方がいたようです。

さて初日、気温がグングン上がる蒸し暑い中、予定通り9時00分に開会式が始まりました。

東日本大震災の犠牲者への黙祷の後、主催者代表としてウォーキング協会:堀野正勝会長の挨拶に続いて、つくば市:岡田久司副市長、日調連:大星正嗣副会長が挨拶されました。来賓として茨城会:村田会長、片平副会長が紹介され、表彰、諸注意、準備体操をして出発の運びとなりました。初日のコースは「市街地巡り・公園7 km コース」、「市街地

巡り・科学10 km コース」、「筑波山神社・里山20 km コース」、「筑波山神社・むかし道30 km コース」のコース設定で参加者545人の6割の方が20キロ、30キロコースをウォーキングされる方で健脚自慢の方が多いのにはびっくりしました。また、当日、国土地理院の「地図と測量の科学館」では東日本大震災の特別展が催され、大震災に関する地殻変動のデータや空中写真などの展示がありました。

2日目は初日と違って穏やかな空模様となり絶好のウォーキング日和となりました。この日は国土地理院では前日からの催し物のほか「歩測大会」や「国土地理院マップ読み5 km コース」を実施。中央会場では「研究学園と公園巡り5 km コース」、「研究学園と公園巡り10 km コース」、「万博記念公園20 km コース」、「万博記念公園25 km コース」が実施されました。この日のウォーキングの参加者は549人で、やはり長距離コースには半数以上の方が参加されたようです。

国土地理院の会場では10時からセレモニーが行われ、地理院の業務内容等の説明があり、コースに沿って約50人程度の参加者があり出発いたしました。

コース内では、出発点である国土地理院内での施設の説明を受け、敷地内での電子基準点やパラボラアンテナ等の説明があり、コースに沿って郊外へと進みました。

国土地理院を出ると近隣はのどかな田園風景が広がり、研究学園都市つくばの感覚はまったく見えない様相でした。コース内ではリーダーの方から移動毎に、地名や地図記号の説明があり、子供達でも非常にわかりやすい説明で大変面白かったです。

約1周のコースを1時間かけて国土地理院へ戻りました。敷地内での催しとしては距離当てクイズと称し自分の歩測測定での距離当て競技が

行われましたが、日頃の成果を十二分に発揮できなかったのがちょっと残念でした。

また航空写真を撮る飛行機の搭乗体験が行われており、多くの方が列を作り待っている様子を見ると、かなりの人気を感じられました。

建物内では、今回の東日本大震災による地形の動きや変化等を映像で見ることができ、それぞれの工夫された様子が見られ、有意義な一日でした。

ウォーキングのゴール後には、地元「北条米」が記念品として配布されました。また、マップ記載の番号により「ウォーキングシューズ」や、「サブザック」、株式会社ゼンリン様の「道の駅 旅案内全国地図[平成23年度版]」などが当たり、楽しみをプラスしました。

最後に大会実施に当たり、日調連役員の皆様、社団法人日本ウォーキング協会様、茨城県ウォーキング協会様、茨城土地家屋調査士会土浦支部会員の皆様をはじめ共催のつくば市様、後援・協賛の皆様、わかりやすい地図を提供してくださった株式会社ゼンリン様、延べ234人のスタッフ、その他多数の関係者の皆様方のご支援ご協力に対して深く感謝申し上げます。



大星副会長挨拶



第26回日調連・第31回関東ブロック協議会合同

「東日本大震災」復興支援 チャリティーゴルフ大会

前夜祭

目 時 平成 23 年 11 月 6 日 (日)
場 所 京王プラザホテル
〒 160-8330
東京都新宿区西新宿 2-2-1
TEL 03-3344-0111 (代表)
FAX 03-3345-8269 (フロント)
URL <http://www.keioplaza.co.jp/>

ゴルフ大会

目 時 平成 23 年 11 月 7 日 (月)
場 所 東京よみうりカントリークラブ
〒 206-0822
東京都稲城市坂浜 685
TEL 044-966-8800 FAX 044-954-5005
URL <http://www.tokyoyomiuri.com>

宿泊場所

前夜祭と同じ「京王プラザホテル」

登録締切

平成 23 年 9 月 30 日 (金)
所属の土地家屋調査士会にお申込願います。
開催要領及び申込書は、所属の土地家屋調査士会に
ございます。

問合せ

東京土地家屋調査士会
〒 101-0061
東京都千代田区三崎町 1-2-10 土地家屋調査士会館
TEL 03-5295-0587 FAX 03-3295-4770
E-mail : info@tokyo-chousashi.or.jp

第26回

写真コンクール 開催

日本土地家屋調査士会連合会の財務部事業(日調連共済会の親睦事業)の一環として、例年どおり写真コンクールを開催し、全国各地の同好の士25名からお寄せいただいた44点の作品の中から、入選作品が第68回定時総会会場に展示され、総会に華を添えました。



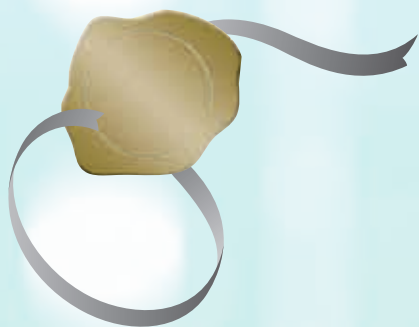
審査に当たられた公益社団法人 日本写真家協会前常務理事・木村恵一先生には、趣深い観点からの審査をもって、入賞作品それぞれに選評していただきました。

入選作品の一部は、本誌「土地家屋調査士」の表紙に採用させていただきます。皆様もぜひ次回のコンクールに参加して、ご自身の写真で会報を飾っていただけるのはいかがでしょうか。



本紙面において、ご応募された全ての方々と、審査及び総評をいただきました木村先生に感謝申し上げますとともに、次回も多くの方からのご応募を心からお待ちしております。

〔財務部(日調連共済会)〕



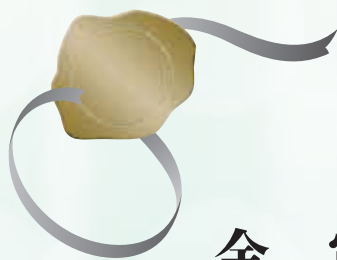
連合会長賞



「かやぶきの里」

山田 耕造(和歌山会)

京都の美山は、茅葺屋根の農家が多数残る美しい里です。春から夏は桜や野の花が咲き乱れ、秋から冬は紅葉や雪景色と一年中写真の題材が絶えません。屋根替え用に刈り入れた茅ボッチを手前に配し、大胆な構図で山里の雰囲気を実感的に捉えました。人物を画面に入れることで画面に動きが出ています。



金 賞

「もうすぐ改札」

袴田 安子(静岡会)

鉄道ブームはますます盛んになるばかり。中でも、SLは相変わらず人気の的。この写真は、大井川鉄道家山駅の改札口ですが、昭和の歴史を今に残す貴重な文化財的な写真です。しかし貴重だからといって木製の改札口だけ撮っても面白くはありません。ちょっとはにかんだような可愛い子供を配して、昭和の面影を上手に撮影しました。広角レンズの使い方がいいですね。



銀 賞「降 臨」

山本 隆博(香川会)

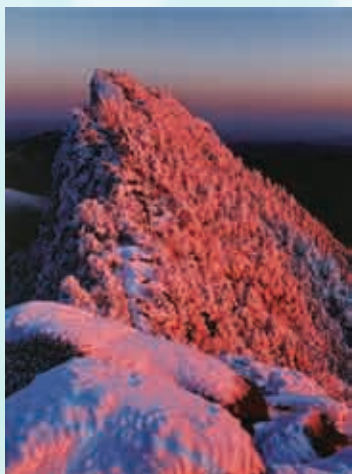
山本会員は毎年上位に入賞するベテランカメラマンですが、今年も素晴らしい風景写真で応募されました。雲海から顔を見せる山の頂き越しに、朝日が昇った直後の光景ですが、まさに神仏が天下するような神秘的な光景です。



銀 賞「いぶりがっこ作り」

伝農 一夫(秋田会)

秋田名物いぶりがっこは、大根を縄でつるし桜や楡の薪を燃やして薫製にし、塩漬けた郷土料理です。屋内で数日間火を燃やす仕事は大変ですね。暗く狭い室内を広角レンズを上手に使って伝統の作業をしっかりと記録しました。



銅 賞「夕陽に燃えて」

小川 龍明(高知会)

夕陽に染まる樹氷が美しいですね。下界はもう夜近くなっているのに山の頂は日没直前の赤い太陽の光に輝き、幻想的な光景を作り出しています。地平線上の空のグラデーションもいいですね。



銅 賞「イノシシに乗った小猿」

長嶋 玲(大阪会)

京都福知山動物園の超人気者で話題になった猪と小猿ですね。動きが早いので撮るのは大変ですが、いいシャッターチャンスで捉えることができました。しっかりと前方を見つめる小猿の表情がいいですね。

銅 賞「豊穡への祈り」

太田 正人(長野会)

雪の寒夜に松明をかがげ豊作を祈る祭りのようですが、雪上にふんし姿で蓑を肩に声を上げる若者たちが元気いっぱいですね。ストロボを使わず自然光だけで撮影したので、雰囲気がとてもよく表現できました。でも寒そうですね。



入選

藤本 紘一	山梨会	「残雪の富士山頂下」
古口 譲一	栃木会	「豊作祈願の舞」
金 哲朗	岩手会	「爪痕 ^{つめあと} 」
松澤 博	東京会	「見つめる景色」
石沢 直行	静岡会	「神楽舞」
柏屋 敏秋	山形会	「楽しい孤独」
大場 英彦	札幌会	「春」
佐藤 静子	神奈川会	「仲良し」

佳作

椎名 弘	神奈川会	「あこがれの…」
立原 英二	茨城会	「黎明 ^{れいめい} 」
立石 五月	鹿児島会	「初夏の訪れ」
栗谷 正彦	大阪会	「カナディアンロッキーの休日」
布施 智子	栃木会	「語らい〜田植えの後で〜」

総 評

本格的なデジタル一眼レフが登場してまだ10年しか経っておりませんが、10年の間にデジタルカメラは驚く程のスピードで進化を続けています。手の平に収まるような小さなコンパクトデジタルカメラも高性能化し、誰でもシャッターを押せば確実に写り、確認をしながら瞬時にデジタル画像を手に入れることができるようになりました。フィルム写真の時代には、技術的な面で克服しなければならない点も多くありましたが、今はスイッチを入れてフレーミングを決めれば、あとはシャッターを押すだけなので、ずいぶん楽になりました。しかし楽になった反面、何をどのように撮るかを考える時間を失ってしまいました。今回は応募期間中に、突然起こった悲慘な東日本大震災で応募数も少なめになりましたが、上位に入賞した作品は撮るべく被写体をしっかりと見つめ、自分の視点をしっかりと表現しています。

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成23年6月1日付
東京 7665 加知 弘幸 東京 7666 丸岡 郁志
埼玉 2495 小池 俊介 埼玉 2496 池田 智昭
埼玉 2497 藤田 一弘 千葉 2092 高山 和宏
千葉 2093 千葉 洋志 茨城 1412 森本 力
静岡 1717 高橋 信彦 静岡 1718 土屋健太郎
新潟 2174 林 信雄 大阪 3128 福原 秀敏
大阪 3129 塚田 徹 滋賀 419 嶋谷 健児
愛知 2775 柴田 直樹 愛知 2776 満永 勝志
愛知 2777 原田伸太郎 岐阜 1231 山田 昌幸
広島 1828 簗 義晶 山口 940 吉岡 英治
長崎 768 松屋 徳夫 宮崎 778 甲田 俊一
札幌 1155 竹田 幸雄 旭川 292 渡辺めぐみ
平成23年6月10日付
東京 7667 桐生 雅章 群馬 1002 佐藤 忍
京都 835 白尾 賢作 京都 836 島田 弘
広島 1829 折出 英雄 徳島 492 山田 晃輔
平成23年6月20日付
東京 7669 山内 康行 愛知 2778 石本 陽一
愛知 2779 北川 泰之 山口 941 百合野 崇
宮城 991 芹沢 佳人 札幌 1156 竹田 雄一

登録取消し者は次のとおりです。

平成23年3月5日付 福島 839 赤津 多
平成23年3月29日付 東京 919 小山 利雄
平成23年4月7日付 山梨 234 一瀬 満
平成23年5月10日付 京都 590 木下 光
平成23年5月21日付
栃木 682 大貫 茂 岩手 842 川井 正敏
平成23年5月25日付 宮城 740 松野 久登
平成23年6月2日付 長崎 547 前田 稔
平成23年6月1日付
愛知 1513 伊藤 貴之 三重 493 村田 守人
福岡 727 矢野 敏博 宮城 851 榎本 二郎
秋田 846 初瀬 武美
平成23年6月10日付
東京 6363 鹿糠 壽博 熊本 843 小西 健二
宮崎 696 山下 英幸
平成23年6月20日付
千葉 790 根岸 茂 兵庫 1176 池本 智

会長レポート

R E P O R T

6月23日
～7月15日

6月23日

東日本大震災に関する打合せ会

第68回定時総会の翌日、宮城会、福島会、岩手会の各会長さんをはじめ、関係者が集まり法務当局の職権建物滅失登記の今後の日程及び作業規程等の説明を行うと共に、それぞれの事項について協議を行った。

24日

全国社会保険労務士会連合会・全国社会保険労務士政治連盟、平成23年度通常総会並びに定期大会懇親会

横山全調政連会長と共に懇親会に出席。江田法務大臣、漆原公明党国会対策委員長、小宮山厚生労働副大臣が出席されたので、席上懇親を深めた。

27日

叙勲をお祝いする夕食会

松田良雄会員は、長年山形会の副会長を歴任され、また山形会のADRにもご尽力されており、今後においても益々、山形会にご貢献をご期待申し上げます。夕食会は、奥様との馴れ初め等遅くまで歓談をさせていただきました。

28日

第4回正副会長会議

実質、新執行部として第一回の正副会長会議であり、会長の職務代理を関根副会長、志野副会長、林副会長、岡田副会長の順とした。竹谷理事を専務理事とし、当分の間常務職を兼務することとした。副会長の会務分掌については、総務・財務を関根副会長、制度対策・研修を志野副会長、業務・社会事業を林副会長、広報・研究所を岡田副会長とした。その他の協議事項については継続とした。

29日

北川イッセイ議員来訪

会館に来館いただき、東日本大震災における現状

報告と、各省庁に要望をしていることの説明を行い懇親を深めた。

春の褒章伝達式

今日一日は、朝11時から法務省大会議室において黄綬褒章の伝達式に参列し、2時から法務省喫茶室にて民事第二課長主催の茶話会に出席した。受章された方々には、誠におめでとうございます。

黄綬褒章受章をお祝いする夕食会

黄綬褒章を受けられた方々と奥様を交えた夕食会では時間が経つのも忘れ、お疲れのところ遅くまで歓談をした。

30日

番町政策研究所(高村派)「2011躍進の集い」

高村自民党土地家屋調査士議員連盟会長主催の番町政策研究会「2011躍進の集い」の勉強会に竹谷専務と出席。

7月1日

中部ブロック協議会「平成23年度定時総会」

中部ブロック協議会総会式典に参加し、お祝いの言葉を述べると共に、新執行部の誕生をお祝いした。ブロック協議会新会長の愛知会滝口会長には今後のご活躍をご期待申し上げます。

4日

次年度予算要望に係る民主党との面談

民主党陳情要請対応本部本部長代理 山根隆治議員並びに辻恵議員と国会内で面談をし、平成24年度予算要望を行う。その後、辻恵議員の事務所において、現在進行している職権による建物滅失登記の状況等について意見交換を行う。

5日

東北ブロック協議会「第56回定時総会」

東北ブロック協議会総会式典に参列し、お祝いの

言葉を述べると共に、新執行部の誕生をお祝いした。ブロック協議会新会長の岩手会菅原会長には、震災の復興の舵取りの重責をお願いすると共に、今後のご活躍をご期待申し上げます。

6日

東北ブロック協議会「第56回定時総会」講演会
今後の連合会のあり方と題しての講演を行った。

故 谷垣佳子(自民党谷垣総裁夫人)「お別れの会」
自民党谷垣総裁夫人のお別れ会に参列。2,000人近い参列者があり長時間に亘り献花の儀が行われた。

7日～8日

第2回理事会

新執行部における第1回の理事会でそれぞれの審議事項の承認を頂き、理事の分掌の承認を頂いた。

7日

連合会第2回理事会における新旧役員の事務引継ぎ
それぞれの新旧役員の引継ぎを行うと共に、会議終了後新旧役員の懇親会を行った。

9日

「仲裁ADR法学会」第9回役員会及び第7回大会
神戸大学六甲キャンパスにおいて「仲裁ADR法学会」役員会に出席。松岡名誉会長の後任として理事に就任。当日、午後から大会があり個別報告が「独占禁止法に基づく請求と国際仲裁」、「民間調停の実証的研究」、「個別労働紛争の企業内外での解決(ADR)促進」についての報告がなされた。シンポジウムでは「労使紛争のADR：行政ADR、司法ADR、三者構成ADR」をテーマとして行われた。

10日

茨城会役員来会応対

茨城会会長、副会長と今後の茨城会の会務運営について面談を行った。

日本土地家屋調査士会連合会関東ブロック協議会「第57回定例総会」

関東ブロック協議会総会に出席。ブロック協議会新会長には海野神奈川会会長が就任された。今後のご活躍をご期待申し上げます。

12日

林芳正議員「第二十四回朝食勉強会」

自民党のニューリーダーとして今後の自民党のあり方、震災後の経済戦略についての講演。

13日

連合会の財務に関する打合せ

新財務部長と今後の連合会の資金運用について、協議を行う。

保岡興治前衆議院議員との面談

自民党土地家屋調査士議員連盟前会長の保岡先生が来会され、政治の近況報告を受け、懇親を図る。

東京法務局長就任挨拶の応対(ほか2名来会)

相澤東京法務局長の訪問を受け、民事行政部長も同行されたので、オンライン申請等の諸問題について意見交換を行う。

15日

第55回土地家屋調査士会近畿ブロック定例協議会
近畿ブロック協議会総会式典に参列。お祝いの言葉を述べると共に、新執行部の誕生をお祝いした。ブロック協議会新会長の奈良会丸田会長には今後のご活躍をご期待申し上げます。

6月

16日

第3回正副会長会議

＜協議事項＞

- 1 東日本大震災の被害への大規模災害対策基金からの給付について
- 2 東日本大震災の被災会への義援金口座からの支出について
- 3 第68回定時総会における質問・要望の対応について

17日

第2回編集会議

＜協議事項＞

- 1 会報掲載記事について
- 2 ホームページについて

19日～20日

第2回常任理事会

＜審議事項＞

- 1 第7回土地家屋調査士特別研修に係る公益財団法人日弁連法務研究財団との契約について

＜協議事項＞

- 1 第68回定時総会の対応等について(各部等)

21日

第2回選挙管理委員会

21日～22日

第68回定時総会

＜議事＞

- 第1号議案 (イ)平成22年度一般会計収支
出決算報告承認の件
(ロ)平成22年度特別会計収支
出決算報告承認の件
- 第2号議案 役員選任の件
- 第3号議案 「土地家屋調査士の日」制定審議
の件
- 第4号議案 平成23年度事業計画(案)審議の件
- 第5号議案 (イ)平成23年度一般会計収支
出予算(案)審議の件
(ロ)平成23年度特別会計収支
出予算(案)審議の件

23日

東日本大震災に関する打合せ会

＜協議事項＞

- 1 職権建物滅失登記について
- 2 東日本大震災による法務省地図実態調査について
- 3 災害復興支援に関する土地家屋調査士会からの要望及び今後の対応について
- 4 消費者庁による自治体の相談窓口への専門家派遣事業について
- 5 東日本大震災土地筆界調査問題研究会の設置について

28日

第4回正副会長会議

＜協議事項＞

- 1 会長の職務代理について
- 2 専務理事、常務理事及び常任理事の選任について
- 3 副会長及び理事の会務分掌について
- 4 制度対策本部、各種委員会等の組成について
- 5 顧問・相談役・参与の委嘱について
- 6 第2回理事会の運営等について

30日

第1回特別研修運営委員会

＜報告事項＞

- 1 公益財団法人日弁連法務研究財団との契約更新について
- 2 マニュアル等の差し替え及び協力員の変更について
- 3 考査問題検討委員会について
- 4 今後のスケジュールについて

＜協議事項＞

- 1 第6回土地家屋調査士特別研修について
- 2 第7回土地家屋調査士特別研修について

7月

7日～8日

第2回理事会

＜審議事項＞

- 1 会長の職務代理について
- 2 専務理事、常務理事及び常任理事の選任について
- 3 副会長及び理事の会務分掌について
- 4 制度対策本部、各種委員会等の組成について
- 5 顧問・相談役・参与の委嘱について

＜協議事項＞

- 1 平成23年度の事業執行計画について(各部)

ち ょ う さ し 俳 壇

第315回



屋久島

水上陽三

屋久島の雨したたかに吸ふ登山帽
名ある杉着生の木々茂らせて
梅雨未だ明けぬと鳴きぬ姫松蟬
下山する誰もが無口蝮草
飛ぶさまに飛魚の空揚げ島の昼

雑詠

水上陽三選

愛知 清水正明

涼しさや宿場の流れ藻を梳けり
大花火玉屋鍵やと被爆国
墓洗ふ不老の湯でもしたやうに
白南風や伊勢の阿漕の潮騒ぐ
陶の町タジンの唸る炎暑かな

※タジンは、陶器の特異の形の蒸鍋

岐阜 堀越貞有

ニアミスを難なくかはし夏燕
魔崖仏仰げば上る入道雲
口に出し言へぬことあり落し文
早起きでまめに暮らして昼寝かな
ハンカチに包まれ置かれ空弁当

茨城 島田 操

農継がぬ孫に送るや初なすび
暮れなずむ田の面清しき半夏生
新しき風を通はす古団扇
梅雨冷えや空席のなき蕎麦処
音のなき雨に彩増す七変化

東京 黒沢利久

原発の収束見えぬ炎暑かな
緑陰の風にしばらく郵便夫
梅雨晴間沖縄戦の終りし日
梅雨月夜雲片々と北を指し
測量の視界を離れ黒揚羽

埼玉 井上晃一

仰ぎ見るたび育ちをり雛燕
夏野菜産地名見て買はれゆく
網を這ふゴーヤ漸く茂り初む

今月の作品から

水上陽三

清水正明

涼しさや宿場の流れ藻を梳けり

この句は、中山道醒ヶ井宿、湧水が小川
となつて古い町並みの中央を流れ、夏には
梅花藻が咲き、また絶滅が危惧されている
淡水魚ハリヨの姿も見られると言う。まさ
しく涼しさを堪能できる宿場の様子が窺え
る。

堀越貞有

ニアミスを難なくかはし夏燕

飛びながら小虫などの餌を啄む夏燕の敏
捷な動きを、現代的なカタカナ語をうまく
使った句で、そのことが燕の敏捷さを印象
深くしている。

島田 操

農継がぬ孫に送るや初なすび

作者の家庭で農業を営んでいるのは作者
夫婦のみである。息子たちが自分の後を継
いで農業に従事してくれる訳でもなし、す
でに孫たちも家を離れてそれぞれの職に就
いているのである。しかしそれはそれ今年
の初収穫の茄子を送ったと言うのである。
家族の絆の暖かさとともに一抹の淋しさを
禁じ得ないのである。

黒沢利久

原発の収束見えぬ炎暑かな

東北地方は梅雨に入ったものの瞬間に
梅雨明けを迎えた今年である。特に福島第
一原発を抱える福島県を初めとして各地で
梅雨明けと同時に記録的な猛暑に見舞われ
ている。そればかりではなくいまや日本中
が原発の目に見えぬ恐怖にさらされている
と言つても過言ではない。しかも一向に収
束の目途が立たないジレンマに陥っているこ
の頃である。一日も早い原発事故の収束と
猛暑に負けないことを祈つてやまない。

※最近投稿者の数が減って大いに淋しい思い
をしている。一つの趣味を持つことが人生
を豊かにすることは言うまでもない。俳句
に興味を持つてすでに何らかの形で俳句を
楽しんでいる人も、これから作ってみよう
とする方も、要は難しく考えることなく気
楽に投稿されるようお勧めしたい。

選者より

お知らせ

土地家屋調査士2012年オリジナルカレンダー

地球と人類の大切な遺産 世界遺産



調査士会名 (ネーム入れ例) 個人事務所名

- 送料 = 梱包1箱あたりの料金×梱包箱数
- ・梱包1箱あたり1本～50本まで入ります。
- ・離島は別途。・消費税含む。

「土地家屋調査士オリジナルカレンダー」は好評につき今年で12回目を迎えました。ご購入を希望される方は、下記の内容をお含みいただき、別途送付予定の「お申込のご案内」裏面の「注文書」か下欄に必要事項をご記入の上、FAXにて下記広告代理店までお申し込み下さい。

価 格	シンボルマークのみ	調査士会名入り	調査士会名+個人事務所名入り
	1本 472円	1本 630円	1本 630円
販売ロット	1本から	50本以上	50本以上
申込締切	2011年8月31日(水)		
納品予定	2011年11月上旬		
仕 様	H530mm×W380mm・13枚綴り・紙製ヘッダー		

お申し込み
締め切り

2011年
8月31日(水)

お申し込みにあたって

- 上記の注文書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申し込みください。
ただし注文書が無い場合は、下記に記入の上お申し込みいただくことも可能です。
A) 調査士シンボルマークのみ入り
B) 調査士会名入り
C) 調査士会名+個人事務所名入り
ただしB)、C) タイプについては、50本以上から申し受けます。
- ネーム入りの文字色はスミ(黒)、書体は統一とさせていただきます。左記の(ネーム入れ例)参照ください。
- 商品の発送料については誠に恐れ入りますが申込者のご負担となります。
- 商品は2011年10月下旬～11月上旬頃お届けできる予定です。その際に、商品代金および発送料を配達員にお支払いください(代金引換えお届け)。

梱包1箱あたりの料金		
右記以外の国内	青森、岩手、秋田、宮城、福島、山形	北海道、沖縄
1,050円	1,260円	1,575円

ご注文は

FAX:06-6346-0352

大毎広告株式会社 TEL 06-6456-3437 〒530-0001 大阪市北区梅田3-4-5 カレンダー担当/小中賢彦・福井佐恵

FAX注文書 必要事項を下欄に記入の上、FAXでお送り下さい。

FAX:06-6346-0352

■ご注文本数

A) シンボルマークのみ 1本 472円 本	B) 調査士会名入り(50本以上) 1本 630円 本	C) 調査士会名+個人事務所名入り(50本以上) 1本 630円 本
---------------------------	--------------------------------	---------------------------------------

※税込

ネーム入れ原稿

前年通り

新ネーム

■ネーム

2011年のカレンダーと同じネーム入れをご希望の方は○で囲んでください。
その場合は、総額から2,100円の割引となります。

新しくネーム入れをご希望の方は
下欄にご記入ください。

肩書 (20字以内)	
事務所名 (15字以内)	TEL () -
住所 〒	FAX () -
E-mail	調査士会名

■以上の通り申し込みます。

月 日

お名前(または事務所名)

印

連絡先

TEL () -

FAX () -

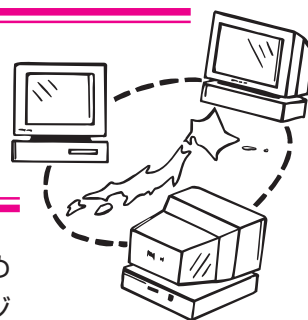
カレンダーお届け先 〒

お届け先がネーム住所と
同じ場合は○で囲んでください。

ネーム住所と同じ

※いただいた個人情報は土地家屋調査士オリジナルカレンダー作業にのみ使用させていただきます。
また、本注文書からの申込をもって、個人情報の弊社取扱いにご同意いただいたものとさせていただきます。

会員の広場を利活用ください



平成23年5月10日から連合会ホームページ「会員の広場」へアクセスするためのID及びパスワードの登録方法等が変わりました。詳細は、連合会ホームページを参照願います。

なお、平成23年5月9日まで使用されていたID及びパスワードはご使用になることができません。連合会ホームページ「会員の広場」において改めて新規登録を行ってください。従来のID及びパスワードによってアクセスしようとした場合、新規登録画面へご案内いたします。

「会員の広場」ID申請方法



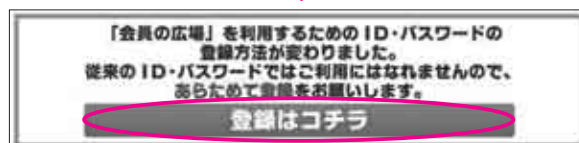
※画面はイメージです

連合会HPのトップページ
(<http://www.chosashi.or.jp/>)
から「**会員の広場**」をクリック

1

2

「**同意して入場する**」ボタンをクリック



「**登録はコチラ**」をクリック

3

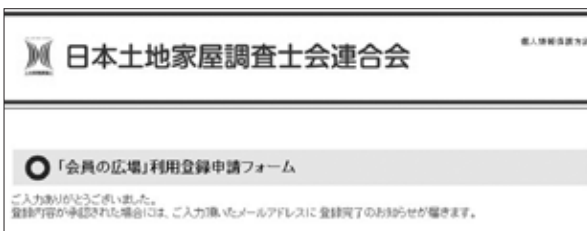
4

必須項目を入力して**確認画面へ**をクリック。
入力内容を確認したら、**確定する**をクリック。



ご入力いただいたメールアドレスに登録完了のお知らせが届きます。

3日経過してもお知らせが届かない場合、連合会(電話:03-3292-0050、メール:kaiin_hiroba@chosashi.or.jp)までご連絡ください。なお、メールアドレスに誤りがあると届きません。



山口会

「平成22年度 第1回下関支部研修会の報告」

下関支部企画委員 山崎 義文



『会報やまぐち』第107号

平成22年11月16日(火)午後6時から午後8時まで下関市勤労福祉会館において平成22年度第1回下関支部研修会を開催し、参加者は会員29名、補助者3名の計32名でした。

研修内容は、「土地家屋調査士として知っておきたい税務知識」と題しまして税理士の石光孝英先生から税務に関する知識のご教示をいただきました。

始めに『土地建物の税務総合ガイドブック』という資料を用いて、住宅ローン控除、住宅の譲渡に係る特別控除、土地建物等の譲渡所得にまつわる税金、相続時精算課税制度その他の項目から、調査士業務で関わりのある箇所の要点や注意点の解説をされました。そして次に石光先生が用意されました研修資料を基に、親名義の住宅に子供が増築を行った場合の贈与税の課税関係及び、平成22年分、平成23年分の住宅取得資金の贈与税の非課税等について解説されました。

親名義の住宅に子供が増築を行った場合の贈与税の課税関係については、父名義の家屋に、その子が1,000万円の費用をかけて増

築をした場合贈与税が課税されないようにするためには、当該家屋の名義を父と子がそれぞれ2分の1の持分の共有にすれば、増築前の家屋の価格の2分の1の価格が500万円である限り、旧家屋の持分の譲渡と、増築資金の負担とが相殺され、その場合の贈与税は生じないことになるなど、実際には個別事案ごとに多種多様な細かな条件によりますが、節税について

の話をされました。

平日の夕方からの僅かな時間の中での研修でしたが、調査士業務及び司法書士業務その他一般生活での税務知識としていかに無駄なく節税をすることができるか、この不景気な時代、より一層の税務に関する応用力をこの研修会を機にみなさまの知識として活かされたいと思う有意義な研修会でありました。



沖縄会

「琉球史を早わかりする為に」

那覇支部 松川 清康



『会報おきなわ』第43号

新琉球王統史(与並岳生＝岡田輝雄 著)は王統の歴史を勉強するには最高の本で、説話的で小説的に展開されているので、おもしろく読むのが楽しい本である。

No.1 瞬天王統(3代72ヵ年)

- *瞬天→瞬馬→義本(3代目)
- *源為朝と大里按司の妹との子で尊敦(瞬天)が生まれる。
- *浦添按司を殺した利勇を討伐して22歳で王権を握る。
- *中山の中心的浦添グスクが「王城」で、そのころ首里城も王称号も末だなく、中山全域の王的存在であった。
- *義本は、大飢饉と疫病の大流行で行き詰まり、有徳のある英祖に位を譲って退位したとするのが通説になっているが、実際はクーデター(易姓革命)による王権奪取である。

No.2 英祖王統(5代89ヵ年)

- *英祖→大成→英慈→玉城→西威(5代目)
- *伊祖の太陽の子と言われた英祖は、天孫氏の後裔たる恵祖世の主の嫡子として生まれた。
- *英祖は25歳で浦添グスクの執

権になり、32歳で浦添按司(王的存在)になる。

- *浦添の時代を切り開き、中城・勝連も支配下に治め、離島や奄美大島まで支配力を広げた。
- *英祖墓陵(ようどれ)は英祖が築き、祖父・父・自分もそこに入るための洞窟堀の岩墓です。
- *西威は、10歳で即位し、母が後見役として権力をほしいままにして政を乱し、22歳で西威が没した時、国人はその世子を廃し、才徳のある察度が王権を握る。

No.3 察度王統(2代55ヵ年)

- *察度→武寧(2代目)
- *百姓の天女の子として生まれ、勝連按司の姫を妻にする。
- *察渡30歳で即位し牧港と泊港を使って貿易を展開する。
- *西暦1372年に中国明の皇帝は、瑠求を琉球に改め、冊封国として中山、南山、北山の三地域を独立した王国として認める、各按司は王と名乗ることになる。
- *察渡は琉球国中山王として進貢貿易を盛んに行う。
- *明国人(36姓)の渡来と帰化を皇帝が許し、進貢業務を担いつつ中国文化の窓口となる。

*察渡はさらに東南アジア貿易(南蛮貿易)にも力を入れ大交易時代を開く。

*武寧は尚巴志の襲撃を受け滅ぼされる。

No.4 第1尚王統(7代63ヵ年)

- *思紹→尚巴志→尚忠→尚思達→尚金福→尚泰久→尚徳(7代目)
- *思紹は伊平屋島の豪農佐銘川と大城按司の娘との間に生まれ、佐敷按司となる。
- *尚巴志は21歳で佐敷按司となり島添大里按司を討伐し、中山武寧王も討って、父思紹を中山王の座に就けた。
- *尚巴志は父を継いで50歳で中山王に即位する。
- *西暦1424年首里城を建設し浦添から首里に都を移す。
- *西暦1429年尚巴志は、南山王を滅ぼし三山を平定し、中山王のもとに統一して琉球国王となる。
- *5代目尚金福王は、国相の懐機に命じ、那覇の浮島に長虹橋を建設。
- *6代目尚泰久王は、首里城を再建し、数百人の冊封使一行を受ける。

- * 尚泰久王の娘(百十踏揚)を妻としていた勝連按司の阿摩和利は、護佐丸を討伐する。
- * 阿摩和利の謀叛の企みを知り、鬼大城の討伐軍を差し向け、阿摩和利を討ち果たす。
- * 西暦1458年首里城正殿前に万国津梁の鐘を懸ける。
- * 7代目尚徳は、金丸(尚円)等のクーデター(易姓革命)により王権を奪取される。

No.5 第2尚王統(19代409ヶ年)

- * 尚円→尚宜威→尚真→尚清→尚元→尚永→尚寧→尚豊→尚賢→尚質→尚貞→尚益→尚敬^{しょう}→尚^{ほく}穆→尚温→尚成→尚^{しょうこう}灝→尚育→尚泰(19代目)
- * 尚円(金丸)は伊是名島の百姓上がりの流れ者だが、27歳の時、越來王子で尚泰久と出会い、出世する。
- * 尚泰久が首里に登って即位する時には、金丸は国政の中枢に登り、王の側近として活躍する。
- * 西暦1469年金丸は尚円王を名乗り、第2尚王統の1代目の王になる。
- * 3代目尚真王は、12歳で即位、尚円王の子で最長の在位期間(50年)を誇る。
- * 西暦1481年幕府は、献上金を治めさせ、薩摩と琉球の再通行(貿易)を認める。
- * 西暦1494年に尚真王は、円覚寺を完成させた。
- * 西暦1501年に王陵として{玉陵}を造営し、尚円王を移葬する。
- * 按司たちの首里集居に伴って、身分制度を確立し、貴族(王子・按司)、士族(親方・親雲上・筑登え)を定め、三司官は士族の親方から任じられ、王を補佐する摂政職は貴族が任じられる、祭政一致の側面も強く、祭祀(神意)に支えられる構造があり、王のおなり神でもある聞得大君を頂点に置かれている。
- * 西暦1529年に4代目尚清王は守礼門を建造する。
- * 西暦1591年7代目尚寧王に、豊臣秀吉・島津義久、朝鮮出兵の食料共出を命じる。



- * 西暦1606年島津家久は徳川家康より琉球征討を許される。
- * 西暦1609年慶長の役、薩摩軍3000人で琉球を攻略し、尚寧王が連行され薩摩の支配下になる。
- * 西暦1611年奄美大島以下5島を薩摩に割譲し、尚寧王帰国する、尚寧王57歳で没、玉陵ではなく浦添ようどれ極楽陵に葬る。
- * 西暦1624年、尚豊王即位4年後、薩摩が苗字・衣服の日本風を禁じ、琉球人の日本化を堅く禁止し、異国支配をアピールする。
- * 西暦1634年、将軍・琉球王の代替わりには、慶賀使や謝恩使を派遣するという江戸上りが始まる。
- * 産業の恩人儀間真常親方は、野国総官がもたらした甘藷を栽培普及、芭蕉布・麻生・木綿布(かすり)・琉球黒糖などの普及を始める。
- * 中山世鑑を編集した羽地朝秀は、摂政に就任してから内政改革として羽地仕置きを出される。
- * 1671年に11代目尚貞王は、全焼した首里城を瓦葺に再建し中国皇帝の冊封使を迎える。
- * 羽地朝秀に、遊女買いで追放された湛水親方は、羽地没後に復権する。彼が作曲した諸屯節・作田節・首里節・場作田節等の琉球古典音楽は湛水を基礎として、安富祖流・野村流に枝分かれしている。
- * 幕府の子弟教育書となり、寺子

屋教科書となった六諭衍義(りくゆえんぎ)は、程(てい)順則の著作。

- * 西暦1709年尚貞王・徳川綱吉没、首里城炎上(3回目)・大飢饉(死者3199人)あり。
- * 西暦1712年に蔡温を師に13代目尚敬(12歳)少年王が誕生、最大の江戸上り冊封、睿聖の玉城朝薫が組踊りを創作、中国で真の学問(国家有用=実学)を学んだ蔡温は三司官となり国政をさばいていく。
- * 西暦1755年中国より空手(唐手)伝わる。
- * 西暦1798年に15代目尚温王は、学校(国学)を造り、識名園も創建した。
- * 西暦1843年(尚育王)イギリス

軍艦(サマラン号)が八重山・宮古の測量調査を行う。

- * 西暦1848年最後の琉球国王として19代目に尚泰王(6歳)が即位した。
- * 西暦1853年ペリー艦隊が現れ、首里城を強引に訪問、西暦1854年に琉米修好条約調印。
- * 西暦1854年薩摩藩の島津斉彬、琉球に蒸気船購入を内命する。
- * 西暦1855年に琉仏修好条約調印し、琉球王国を独立国家と見なしていた。
- * 西暦1859年に琉蘭修好条約調印し、3つの国際条約を締結した。
- * 西暦1866年徳川慶喜將軍となる、坂本龍馬(31歳)のあっせんて薩長同盟成る。

* 西暦1867年明治天皇即位、徳川慶喜將軍大政奉還する、坂本龍馬・中岡慎太郎暗殺される。

- * 西暦1868年天皇の五か条の誓文、江戸を東京に改める、明治維新成る。
- * 西暦1872年(明治5年)に琉球藩設置され、尚泰王は藩王となし、華族に列す。
- * 西暦1875年(明治8年)琉球を清国から切り離し令として、清国への進貢と冊封を禁ずる。
- * 西暦1879年明治政府は強引に琉球処分(琉球藩を廃し)をし、琉球王国は滅び、尚泰王は首里城を退去し、東京に移居させる、日本の一県たる{沖縄県}として、位置づけられた。



土地家屋調査士新人研修開催公告

平成 23 年度土地家屋調査士新人研修を下記のとおり開催いたします。

関東ブロック協議会

— 記 —

開催日時	平成23年9月17日(土)午後1時	開始
	平成23年9月19日(月・祝)正午	終了(予定)
開催場所	東京都千代田区一ツ橋2-6-2	
	「財団法人日本教育会館」	
	TEL:03-3230-2831	
受講対象者 申込み方法	各土地家屋調査士会から受講対象者へ通知済です。	

編集後記

ばんちやうちん
盆提灯

時節柄、アナログテレビから地デジ対応のテレビへの移行が求められ、震災後初めての大きな買い物となり、海の日3連休は、その設置場所の整理と納戸の片付けに追われることになりました。

自宅マンションも被災して、外壁に亀裂が入り、上の階から雨漏りがする状態となった納戸の奥の方から、無地と柄の二種類の提灯が出てまいりました。

今は亡き母親が嫁(私の妻)に、「柄の提灯は毎年先祖のために飾るもので、新盆のときに故人のために1回だけ飾り使い切りにするものが白無地の提灯だ。」と話をしていたことを思い出しました。

また子供の頃、広瀬川の川原に花びらが細かに裂けた白い花が自生しており「ゆうれいばな」とまことに失礼な呼び方をしていた花の正しい名前が「なでしこ」とであると、母親から教わったことも思い出さ

れました。

据え付けたばかりのテレビで「なでしこジャパン」がサッカー女子W杯で世界一になった瞬間を見せてもらい、粘り強く努力すれば願いが叶うことを教えられました。

今年のお盆は、多くの方々が、悲しみの中にも、一区切りをつけようと努力すると思います。

そして、その中に復旧から復興へ向かっていこうとする姿が見られることを願うものであります。

今月号から、編集後記を担当させていただきます。
何か記憶に残るものを心がけてまいりますので、
よろしくお願いいたします。

広報部次長 岩淵正知

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円
1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 竹内 八十二

発行所 日本土地家屋調査士会連合会®

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社



日本土地家屋調査士会 連合会特定認証局

Q1. 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局(以下「日調連認証局」)が発行するICカードをなぜ取得する必要があるの？

Q2. どうすればICカードを取得できるの？

認証局が発行する電子証明書は、ネット等の世界において「土地家屋調査士の職印」に相当するもので、オンライン登記申請や土地家屋調査士が業として作成したデータ(一部署名できないものもあります。)に署名する場合等に使うんだ。

ハカル君

次のページから「電子証明書の取得方法」、「オンライン登記申請の準備方法」及び「電子証明書の再発行方法」など様々な手続の説明をしているので、よく読んで申し込んでね。

トウコさん

特定認証局を自前で構築し、ICカードを全員が所持することは、オンライン申請に対応できる組織としての能力があることを宣言する第一歩だよ！



モグ

【新不動産登記法が要求している3本柱】

新不登法は、以下の3点を土地家屋調査士に問いかけています。

- 1) オンライン申請に対応できる能力を保持しているか？
- 2) 他省庁と共に地図整備やその維持管理に民間人として協力する意思と能力を充足しているか？
- 3) 専門家として蓄積した知識や能力を、紛争の解決に役立てる能力を評価できる仕組みを備えているか？

☆ご注意ください☆

平成22年3月31日までに発行されたICカードは、事務所所在地に変更がある場合、失効されます。事務所所在地の変更は、市町村合併や住居表示変更、建物名変更等についても対象となります。利用者からの失効申請書が提出されない場合、土地家屋調査士名簿が変更され次第、ICカードを失効します。業務に支障が出る場合もございますので、事務所所在地に変更が生じる場合、ご注意ください。

ICカードの同封物について

ICカードが同封されている封筒は、図①～⑤のような一式となっておりますので、受領後ご確認ください。

①下記②～⑤が入っている封筒

②ICカード

③日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書受領書

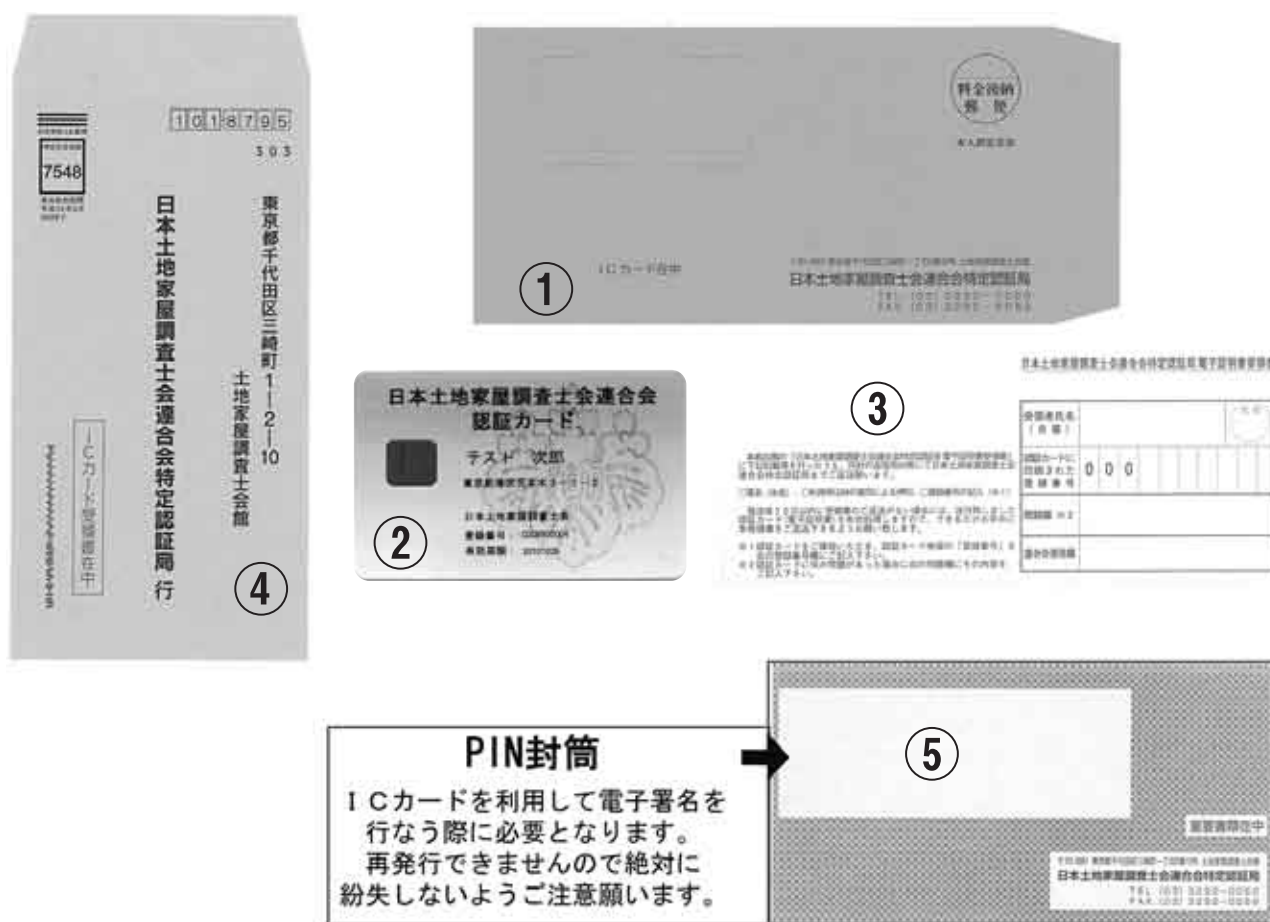
下記【受領書について】をお読みになって、受領書を日調連認証局あて送付願います。

④受領書返送用封筒

⑤PIN封筒

ICカードのPINコード(パスワード)が記載されている封筒です。**PINコードはICカードで署名する際に必要なものですので大切に保管してください。日調連認証局でPINコードの確認・再発行等はできません。また、PINコードを15回以上誤って入力するとICカードが使えなくなりますのでご注意ください。**

(この場合、当該ICカードを失効し、新規にICカードを発行する手続きが必要となります。)



【受領書について】

ICカード受領後、受領書に次のとおり必要事項を記載後、同封の返信用封筒に入れて日調連認証局へ送付してください。ICカードが発送されてから30日以内に受領書のご返送がない場合、ICカードは失効されます。30日以内に受領書のご返送が難しい場合、日調連認証局(電話：03-3292-0050)あてに、ご連絡ください。

＜受領書記載要領＞

- ・自署(氏名)(楷書でお願いします。)
- ・印鑑登録証明書で証明される実印の押印
- ・ICカードの券面に記入されている登録番号を記入(最初の000は省略)

※ご記入いただいた内容を訂正する場合、訂正印(実印)が必要となります。

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書利用申込書の配付について

任意の様式に、「日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書配付希望」の旨と以下の項目を記入の上、メール(ca-info@chosashi.or.jp)、FAX (03-3292-0059)又は郵送(〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館 日本土地家屋調査士会連合会 特定認証局 行)にて联合会あてお申出ください。

- 所属会名 ○ 所属支部名 ○ 登録番号(半角) ○ 氏名
○ 事務所所在地(郵便番号も記入) ○ Mail (半角) ○ Tel (半角) ○ Fax (半角)

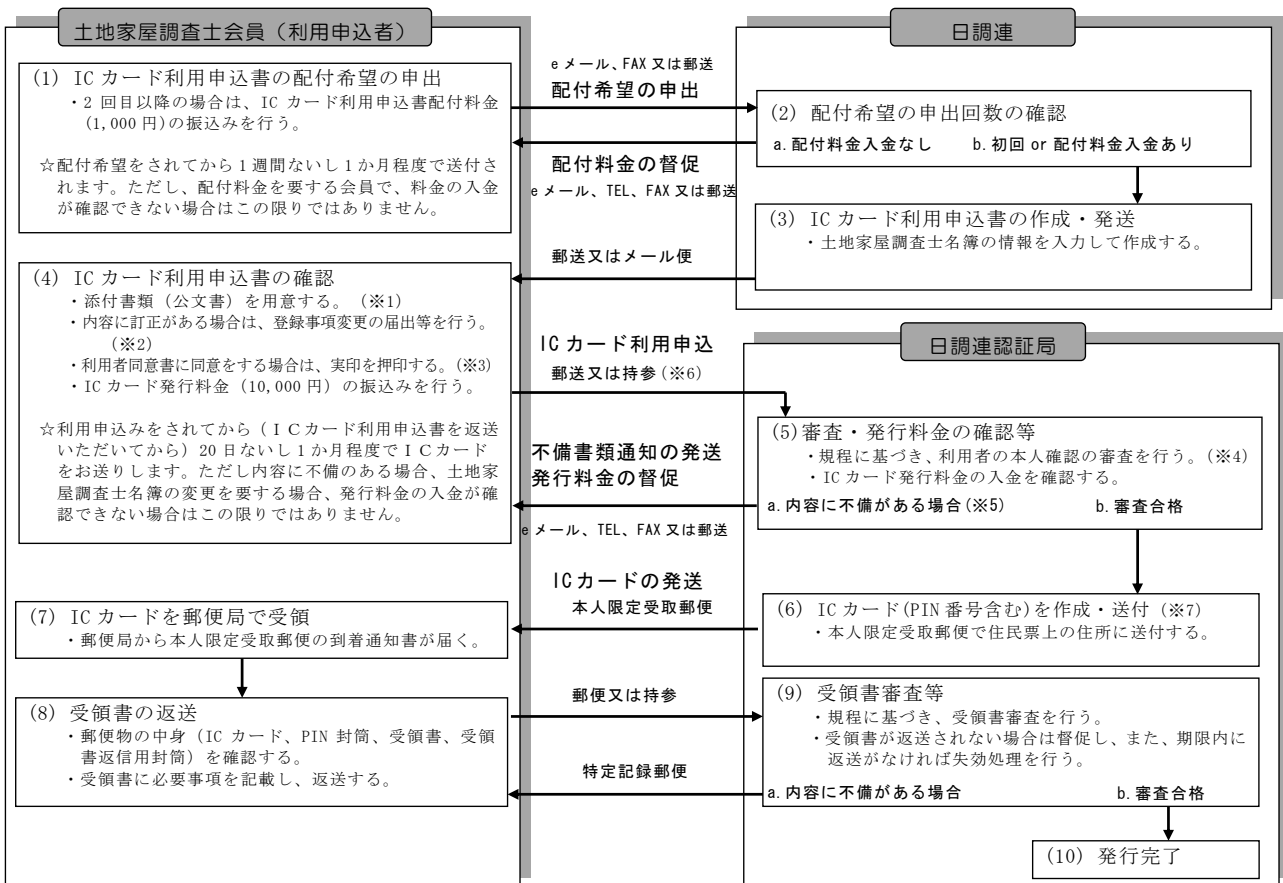
なお、市町村合併により土地家屋調査士名簿の住所・所在地に変更が生じる会員については、速やかに各土地家屋調査士会でとりまとめのうえ、联合会へ事項変更の申請を並行して行っております。よって、当該会員への利用申込書の発送は、同事項変更完了後となりますのでご了承ください。

ICカード利用申込書については、平成22年4月1日の依頼分(平成22年4月1日消印)から、以下のとおりとなります。

初回配付(ICカードの初回発行、再発行及び更新発行における1回目の配付)：無償

2回目以降の配付(上記初回配付申込書の紛失毀損等による再配付)：有償(1,000円)

ICカードを取得するまでの流れ



- (※1) 住民票の写し及び印鑑登録証明書等の添付書類は、利用申込をする際、発行日から1か月以内のものをご用意ください。
(※2) 日調連認証局へ利用申込書を送付する前に不備が発覚した場合は、登録事項変更の手続後、土地家屋調査士会員が利用申込書を訂正し、訂正箇所実印を押印して日調連認証局に送付してください。
(※3) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第6条に規定する重要事項の説明に同意したこととなります。
(※4) 規程に基づいて審査を行っております。審査不合格の場合、又は発行料金の入金が確認できない場合、ICカード発行までに時間がかかる場合がございます。特に、土地家屋調査士名簿の登録事項変更の手続が行われていない場合、土地家屋調査士名簿の登録事項変更後の審査となりますことをご了承願います。
(※5) 日調連認証局へ利用申込書が到着してから不備が発覚した場合は、再度利用申込書を送付する場合があります。
(※6) 土地家屋調査士会員が添付書類不備通知を受信した後に添付書類を郵送する場合の送料は、土地家屋調査士会員のご負担となります。
(※7) ICカードは、本人限定受取郵便で送付します。利用申込者（土地家屋調査士会員）の住民票上の住所に本人限定受取郵便の到着通知書が送付されます。郵便局において、必ずご本人が受領してください。
(※8) 申込が混みあっている場合は通常よりお時間をいただく場合がございます。予めご了承ください。

オンライン登記申請を実施するまでの準備について

ICカードを利用してオンライン登記申請を行うために、下記のとおり確認・準備作業をお願いします。

(1) ご利用環境の確認及び利用上の留意事項

初めて法務省オンライン申請システムをご利用になる場合は、法務省ホームページ(<http://shinsei.moj.go.jp/index.html>)を参考に、ご利用環境及び利用上の留意事項をご確認ください。

(2) ICカードR/Wの準備

連合会ホームページ(<http://www.chosashi.or.jp/repository/authentication/iccard.html>)を参考に、適切なICカードR/Wをご準備ください。

(3) オンライン登記申請に必要な各種ソフト及びドライバ等のインストール・設定

法務省「登記・供託オンライン申請システム」ホームページ(<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/>)及び連合会ホームページ「会員の広場」(<http://www.chosashi.or.jp/>)から、ソフト及びドライバをダウンロードして設定してください。

また、連合会ホームページ「会員の広場」に、オンライン申請環境設定ソフト「らくらく」を掲載しております。本ソフトは、オンライン申請環境設定をスムーズに行うことを可能とするものでありますので、ご利用ください。

ICカードの発行に係る案内について(お願い)

平成18年1月からICカードの発行を開始し、平成23年6月末日現在で累計18,018枚のICカードを全国の会員へ発行しているところであります。

ICカードの発行については、下記「発行に係る費用及び支払い方法について」のとおり費用負担をいただくこととしておりますので、よろしくお願いします。(日調連認証局HP(http://www.chosashi.or.jp/repository/n_kisoku.pdf)に掲載の「日調連特定認証局規則」を参照)。

発行に係る費用及び支払い方法について

1 振込金額(証明書1枚当たり)

10,000円(税込)

※振込手数料は利用申込者のご負担でお願いします。

※市町村合併等による失効後の2回目以降の発行につきましては、この限りではありません。

2 振込先等の情報

- ・金融機関名 : みずほ銀行
- ・支店名 : 九段支店
- ・振込先名義 : 日本土地家屋調査士会連合会
会長 竹内八十二
- ・口座 : 普通
- ・口座番号 : 1349384
- ・振込者名 : 会番号2桁+登録番号5桁+氏名
(例: 東京会の1番「調査士華子」の場合、0100001「調査士華子」)
なお、会番号は、「会番号一覧表」を参照

3 振込後の手続

振込依頼書または領収書等の控のコピーを利用申込書の送付時に同封する。

【会番号一覧表】

会名	会番号	会名	会番号	会名	会番号
東京	01	愛知	18	宮崎	35
神奈川	02	三重	19	沖縄	36
埼玉	03	岐阜	20	宮城	37
千葉	04	福井	21	福島	38
茨城	05	石川	22	山形	39
栃木	06	富山	23	岩手	40
群馬	07	広島	24	秋田	41
静岡	08	山口	25	青森	42
山梨	09	岡山	26	札幌	43
長野	10	鳥取	27	函館	44
新潟	11	島根	28	旭川	45
大阪	12	福岡	29	釧路	46
京都	13	佐賀	30	香川	47
兵庫	14	長崎	31	徳島	48
奈良	15	大分	32	高知	49
滋賀	16	熊本	33	愛媛	50
和歌山	17	鹿児島	34		